

横濱市立大學紀要

THE JOURNAL OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

March 1998

社会科学系列 第 1 号

- 複数プロジェクトを対象とした場合での
原価企画活動研究の論点 福田 淳 児…… 1
- アメリカ企業年金会計の史的考察
—— F A S 87号の成立以前まで—— 中 野 誠……21
- 「生活の経済学」としての「福祉の経済学」
—— 「労働の経済学」からの試論—— 影 山 摩子弥……47
- 女性の雇用と家計の貯蓄行動：
直接効果と間接効果 滋 野 由紀子……65
松 浦 克 己
- 独ソ戦の展開・世界大戦化と
ホロコーストの力学 永 岑 三千輝……81

横 浜 市 立 大 学

独ソ戦の展開・世界大戦化と ホロコーストの力学

永 岑 三千輝

目 次

はじめに

1. ブラウニングの「普通の人びと」とヒルバークの「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅」
2. ヒトラーの「絶滅命令」とは何か
— 「1941年8月15日以前」説について—
3. 絶滅策への転換の機が熟したのはいつか
4. 「冬の危機」・真珠湾攻撃・世界大戦化とユダヤ人虐殺
むすびにかえて

はじめに

ハーバード大学の若い助教授ゴールドハーゲンの著書『ヒトラーの自発的死刑執行人—普通のドイツ人とホロコースト』がその発刊とともに火をつけたホロコースト論争については、わが国でもいち早くジャーナリズムがとりあげ、その後いくつかの学術的紹介がなされた⁽¹⁾。

ホロコーストの世界的な代表的研究者ラウル・ヒルバークも、ドキュメンタリー映画『ショアー』の監督ランズマンの求めに応じて、フランスの雑誌に短文を投稿した。この「ゴールドハーゲン現象」なる論文のオリジナル・テキストは、その後、シカゴ大学の雑誌Critical Inquiryの1997年夏季号に掲載された⁽²⁾。

それを見れば明らかなように、著書発表から一年足らずで、欧米の専門的歴史研究者、「学界のほとんどはゴールドハーゲンを消し去ってしまった」⁽³⁾。

批判のあまりの厳しさ⁽⁴⁾と孤立に耐えかねてであろうか、ゴールドハーゲンは言論の自由がアメリカよりも厳格なイギリスで、書評者を告訴することにした。

今や論争は学問的枠組みを越えて、法廷の争いにまで持ち込まれた。ゴールドハーゲンが批判者の女性研究者ビルン(Ruth Bettina Birn)とその同僚リース

(Volker Riess) を告訴するにいたったのである⁶⁾。彼らはカナダの「戦争犯罪調査委員会」の責任ある歴史家である。彼らはゴールドハーゲンの研究が依拠した主要史料を知悉した研究者である。バーンによれば、ルートヴィヒスブルクのナチス犯罪調査機関に所蔵されている裁判資料、尋問調書の貴重な歴史的意義をゴールドハーゲンに最初に教えたのは彼女であった。その史料に立ち返ってゴールドハーゲンの叙述を洗い直した。そして、史料操作・史料解釈など、方法的誤り、科学的入念さの「システマティックな侵害」などを学術雑誌“Cambridge Historical Journal”で厳しく指摘した。これに対して、ゴールドハーゲンは学問的に反論する道ではなく、法廷の場で決着をつけようとするにいたったのである。

ホロコーストの研究史において、実際の殺害の実行犯と犯行現場に焦点を当てたことが批判されているのではない。ナチス支配の頂点だけ、国家・党のエリートのみを見る歴史像にたいして、現場の実行犯の内面に目を向けたことが批判されているのでもない。「特殊ドイツ的な」、400年にもわたって「普通のドイツ人」に蓄積されてきた「排他的反ユダヤ主義 (eliminatorischer Antisemitismus)」なるものでもってホロコーストを説明しようとするところが牽強附会として、史料の恣意的解釈として、批判されている。ゴールドハーゲンの一元的な説明の仕方こそが批判の対象となっている。一元的な説明の背後にある彼の方法と立場、イデオロギー的見地が批判されているといわなければならない。

学問的批判に対してなすべきは学問的反批判である。告訴によって学問的批判者を萎縮させてしまおうという「萎縮化戦略」は、逆に学界の猛烈な反発を引き起こしている。ドイツの代表的歴史家ヴェーラーがいうように、「ある著者が批判者の女性の口を弁護士の力を借りて閉じさせようとし、彼女を損害賠償請求でもって脅かすなどというのはスキャンダルであり、前代未聞」の事件といわなければならない⁶⁾。

ヴェーラーのゴールドハーゲンに対する評価は、彼の以前の書評(ここでは問題点を指摘しつつも、いまだあまり知られていない事実を広く世に紹介した点を好意的に評価していた)と比べると厳しくなったようである。ゴールドハーゲンの本は「出来そこないの、政治学の博士論文」であって歴史研究書ではないとする。彼によれば、アメリカの博士論文審査では3人の審査員がいるが、ゴールドハーゲンの論文を審査したのは、二人の政治学者と一人の政治経済学者だった。彼ら審査員はドイツ史とホロコースト史に関しては素人だった。その学問的理解力と判断力がこのような研究の評価においては不十分だった。「学問的なフィルターのとんでもない機能停止」に他ならなかった⁷⁾。今やハーバード大学の博士

論文審査の質が公然と問題にされるにいたったということである。ゴールドハーゲンの論文が優秀な博士論文として賞を獲得していることは、この問題をより深刻にするものであろう。

ともあれ、ゴールドハーゲン流の一元論を内在的に批判するためには、本格的な歴史研究書をフォローしてみる必要がある。私はこの数年、大戦期のドイツ人民衆の意識構造、大戦末期ドイツ民衆のいわゆる「麻痺」の構造を理解するための作業を続けてきた。そこでは、頂点から底辺にいたる排外的民族主義の一環としてのユダヤ人排斥・反ユダヤ人、その極としてのホロコーストも、ナチ体制下の人間的感覚の「麻痺」の一つの構成要素となる。その意味から、以下、若干の最近の研究・翻訳に触れつつ、いくつかの問題点を考察しよう。

1. ブラウニングの「普通の人びと」とヒルバーグの「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅」

ゴールドハーゲンがユダヤ人を無慈悲に射殺する「普通のドイツ人」警察部隊のあまりの残虐さに動転して、その推進要因を特殊ドイツ的な何百年にわたって蓄積されてきた「ユダヤ人憎悪」、絶滅的・排除的な反ユダヤ主義なるものを想定し、その要因でホロコーストの残虐さを一元的にすべて説明できるとしたとすれば、同じ警察部隊を最初に取り上げたブラウニングの「普通の人びと—ホロコーストと第101警察予備大隊」には、そのような単純な一元論はない。最近、わが国でもその翻訳が出たので一般にもその事は容易に確認できよう⁹⁾。その生々しい描写、豊富な事実の紹介は、歴史理解を助けるものとしてすばらしい。そのことを先ず前提とした上で、いくつか問題点を指摘しておきたい。

ブラウニングの副題に明確なように、彼が対象とするのはあくまでも警察部隊、その第101警察予備大隊であり、この部隊のポーランドにおけるユダヤ人虐殺の現場の様子である。確かに彼ら警察予備隊員はヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒなどのような体制エリートではなく、その意味では「普通の人びと」である。だが、警察官であり、占領地に投入された警察官である。しかもかなりの隊員がナチ党員であり、若き親衛隊員でもある。彼らはもはやたんなる「普通の人びと」では括れない特質をもつといわなければならない。そして、ブラウニング自身が認めるようにこの研究は、「ただ一つの大隊の事例研究」でありミクロの歴史である¹⁰⁾。この研究書には事例研究の持つメリットとデメリットがある。占領地におけるユダヤ人殺害の現場に関しては、われわれがこれまで知り得なかった極めて明瞭な

認識を得ることが出来る。だが、なぜに、たとえばこの警察予備大隊が42年7月13日、ポーランドのユゼフ村に1500人のユダヤ人射殺のため派遣される⁽¹⁰⁾ようになったのか、42年7月とはどのような歴史状況だったのかは分からない。つまり、ミクロの現場を取り巻く全体状況と殺戮を命令する上層部を取り巻く状況が描かれていない。

「机上の殺戮者」、すなわちユダヤ人絶滅政策を司令する上層部、たとえばヒムラー、ハイドリヒ、アイヒマンなどは、ブラウニングのいうように血なまぐさい殺戮現場からは遠く離れ、物事を日常業務的に処理し、大量殺害のリアリティを「官僚的婉曲語法」で覆い隠すことが出来た。だが、逆に、ハイドリヒがチェコ義勇軍暗殺部隊によって殺された(部隊はロンドンから41年12月末に飛行機で運ばれ、ペーメンの森にパラシュート降下。数ヶ月の潜伏・準備期間を経て、42年5月27日、ハイドリヒがプロテクトラート・ペーメン・メーレン総督代理として郊外の家から出勤途中、プラハ市内で手榴弾をなげつけた。これが致命傷となって6月4日死亡)ように、またアイヒマンが非人道的なユダヤ人迫害によって戦後裁判にかけられ処刑されることもありうることを知っていたように、上層部であるがゆえの危険と全体的な戦局情報、治安情報に日々接していたことも見ておかなければ、歴史の現実を理解したことにはならない。ヒムラーやハイドリヒ、ゲシュタポ長官ミュラーなどライヒ保安本部の幹部は、全国の秘密諜報員組織を通じて、世論の動向、民衆の意識の変遷をつぶさに掴んでいた。それは、「ライヒからの民情報告(Meldungen aus dem Reich)」、すなわち、秘密情勢報告によって明らかだった。また、不穏な動き、さまざまな反体制的動向にかんしては、全国のゲシュタポが報告してくる「国家警察重要事件通報」を通じて掌握していた。さらに、占領地の動静・治安情勢に関しては、たとえば、激戦の続くソ連戦線後方地域に関しては、「事件通報・ソ連」で掴んでいた⁽¹¹⁾。このような上層部の認識と彼らの政策決定を規定していた独ソ戦の状況、独ソの政治的・軍事的・経済的状況、占領地全域の治安と経済の状況、ドイツ支配下のヨーロッパの政治的・経済的・軍事的状況、連合国と枢軸国との力関係の推移、その全体状況のナチ体制の機構への圧力といったことを解きほぐして行かない限り、ゴールドハーゲンならずとも、観念的・一面的な歴史の説明とならざるを得ないであろう。

治安警察・刑事警察と違う普通のドイツの町中をパトロールする緑色制服の警察部隊、通常警察も41年夏から秋にかけて、対ソ攻撃作戦に参加し、後方地域治安確立のために活躍した。その過程でたくさんのロシア・ユダヤ人を虐殺した。ブラウニングには残虐な行為の叙述があるが、その作戦を規定する状況は何だっ

たのか、説明がない。また、第101警察予備大隊の意識形成に関して、42年3月の連合軍によるリュウベック爆撃⁽¹²⁾についての叙述はある。爆撃直後に派遣されたため隊員たちの記憶に鮮明だった。だがそれ以上のものはない。射殺現場のリアルな叙述は歴史把握において貴重であり、開拓的である。だが彼の叙述は、射殺をなんらかの形で拒否し回避し、また耐えられなくなった20パーセントの隊員の心理的状態の叙述にウエイトがある。残酷なグナーデ(皮肉にもこのドイツ語の普通名詞は「慈悲・恩恵・恩寵」という意味)少尉、対独協力の反ソ反ユダヤのトラヴニキでさえも、その射殺作戦を泥酔した状態で行っている。解釈には別の可能性もあるが、中隊長の一人ホフマンはユダヤ人駆り出し射殺の作戦の前夜には「激しい腹痛の発作」を起こす、など。気も狂わず、敢然と抹殺にはじめから最後まで従事した80パーセントの隊員たちの内面、あるいは抹殺作戦を指揮する治安警察親衛隊将校の内面について描こうとはしていない。だからこそ、ゴールドハーゲンが怒り狂ったといえるかもしれない。そのことがゴールドハーゲンの一元論的説明を誘発したと読めなくもない。つまり歴史認識におけるケーススタディが持つ方法論的欠陥を逆に、極端にまで推し進めてイデオロギー的に解釈したのがゴールドハーゲンといえるであろう。

ともあれブラウニングには、たとえば42年になって通常警察の役割が新しい任務、すなわち「東部へ」のユダヤ人移送列車警護になったのはなぜなのかについて、ロシア・ユダヤ人の虐殺に占める通常警察の役割が減退し始めたという事実の提示、したがって、説明にならない説明しかない⁽¹³⁾。ユゼフ村到着後、ユダヤ人射殺作戦開始直前、トラップ大佐が大隊に「作戦を説明した」との叙述はある。しかし、どのような説明の仕方だったのか、作戦の必要性を彼はどのように説明したのか、肝心の点が書かれていない。情勢と作戦の意義を検討したはずの前夜の将校会議の内容も不明である⁽¹⁴⁾。そうした点については今検証しようがないので、さしあたり彼が見た史料にそのような点に関する部分が存在しないからだと推測しておこう。しかし、現実には当時の全体状況を想定させる傍証的ドキュメントがある。歴史家がなすべきは、直接的なドキュメントが示していないことを他の多様な史料で補い、現実を立体的に再現することではなからうか。たとえば、傍証の決定的なものの一つは後述のヒトラー指令第46号である。「強盗団」、すなわちバルチザンの横行によって「数ヶ月来、深刻な」危機に瀕するポーランド情勢・占領支配体制がそれである。ブラウニングはそれらをこそ丹念に追跡して見るべきではなかったか。そうすれば、過酷なユダヤ人射殺の要因は抵抗の気運の高まるポーランド人への見せしめとしての意味もあったことが出てくるかもしれ

ない。事実、いくつかの残虐なユダヤ人射殺はポーランド人の見ている前で行っている。当時の治安状態の悪化に対して、治安部隊の数がドイツ側からすれば、極めて少なかった⁽⁴⁵⁾、それだけ過酷な措置を取る必要があった。とりわけ、射殺ではなく絶滅収容所における殺戮が選ばれるようになった後の42年8月17日のヴォマジー作戦が、反ソ反共のトラヴニキを使つての射殺であったこと、それだけに血なまぐさい作戦になった理由を考えると、ブラウニングのいうような理由、つまり、ヴォマジーがたんに「鉄道線路から遠い村」だったからではないのではないか、そのように推測される。

ブラウニング自身が挙げる事例を傍証としてあげてみよう。第101大隊の第一中隊の軍曹がポーランド人抵抗組織の一員を民にかけて捕まえたが、部隊への帰路、待ち伏せに遭い殺害された。その報復に200人の射殺を命じられた。しかし警察部隊はそこではポーランド人を78人しか射殺できなかった。そこでポーランド人地域住民との関係悪化を避ける方法として、ゲッター・ユダヤ人を180人射殺して、上部に報告した⁽⁴⁶⁾。42年10月初旬まで第三中隊は、ユダヤ人虐殺から「魔法のように保護されていた」(ブラウニング)⁽⁴⁷⁾という。しかし実はそうなのではなかった。その「幸運」は、中隊が一組の「武装強盗団」にも遭遇したことがなかったからであり、担当地区が出動の必要のない治安状態良好な地区だったことによる。42年秋と43年春の「ユダヤ人狩り」はパルチザン、逃亡ロシア人戦争捕虜の掃蕩と関連し、ポーランド人民衆の見ている前で行った⁽⁴⁸⁾。このような関係こそ、すなわち、抵抗の高揚→ポーランド地域住民の統合の必要性→生け贄としてのユダヤ人抹殺の相互連関性と構造こそが、42年の全体状況の中、スターリングラード攻防戦の後方地としての総督府にあったのではないかということである。この見方はもちろん、「警官は主としてパルチザンや強盗団との闘争に携わっていた」として警察予備大隊のユダヤ人抹殺作戦への参加を隠蔽しようとする戦後の一種の警官弁明論⁽⁴⁹⁾を容認するものでないことはいうまでもない。解くべき問題は、パルチザン掃蕩を掲げながら、実際には大量のユダヤ人を抹殺する事実関係と力学である。ブラウニングにおいても、「東ヨーロッパにおける『絶滅戦争』』という表現がみられる⁽⁵⁰⁾。しかし何を絶滅するのかについて漠然たる規定であり、最も激しく敵対している「ボルシェヴィキ・ソ連」との戦争という戦争規定はみられない。独ソ戦の独自性、その展開のあり方をこそ考慮すべきだとする見地からすれば、これはユダヤ人抹殺作戦理解における基本的に重要な要因を無視することになっているといわなければならない。

ところで、これまた最近、ヒルバーグの古典的世界的なホロコースト研究「ヨー

「ロップ・ユダヤ人の絶滅」が翻訳された⁽²¹⁾。このような大著が日本語で広く読めるようになったことは、実に喜ばしいといわなければならない。これによってわが国におけるホロコースト理解の質が飛躍的に高まるであろう。本書が明らかにしたのは訳者解説にあるように、「なぜユダヤ人絶滅が行われたのか」という問題ではなく、「いかにしてホロコーストが遂行されたのか」という問題であり、「ユダヤ人の絶滅は、広範な行政機構の仕事であった」⁽²²⁾。そのことを膨大詳細に実証した水準の高さに感服しつつ、また本格的な批判的検討は別の機会に行うこととし、若干の点を指摘しておきたい。

「広範な行政機構」、政府官僚機構、軍、工業界、党の4つの官僚制は、ユダヤ人の絶滅のための機構だったのであろうか。初版(1961年)序文にあるように、「ヨーロッパのユダヤ人を完全に絶滅しようとして、ドイツ官僚機構は重要かつドラスティックな諸決定を下した」のだろうか。ドイツ第三帝国の目標は、ユダヤ人絶滅にあったのだろうか。そこから見ていいのであろうか。そうではない。そのように見るのは、ホロコーストの結果から、第三帝国と世界大戦の全体の意味を一面的に理解することになると思われる。「ユダヤ人の絶滅」はヒルバークのいう4つの官僚制の中心的任務ではない。ナチ国家においてこれら4つの官僚制の中心的任務は、ドイツ民族国家の強化拡大、ドイツ大帝国の建設であった。ヒトラーの思想構造、彼の「民族主義的世界観」はまさにこの中心的課題を第一次世界大戦の敗北の結果を踏まえて、いかにして達成するかを考え抜いたものだった。ドイツ帝国の強大化、東方大帝国の建設のための前提は、戦争によって獲得した地域のドイツ化、ゲルマン化、ライヒに編入した東部地域の民族的強化である。さらにすすれば総督府のドイツ化である。ポーランド占領後、総督フランクは長期的目標を次のように言う。総督府は将来、「ドイツ人兵士とドイツ人前線闘士が故郷を見つけ、美しい家屋敷、すばらしい営業、国家や市町村の公職をみいだす」べき土地であった。戦争は、「我が民族の生存圏を自然のやり方で拡大するという意義」をもつものだった。それは「全ドイツ人のため」になることだった。「ドイツ分子」が総督府で「可能な限り強く」ならなければならない。スラヴ人が住んでいた土地が東方植民がはじまった800年前に「まずドイツ人の剣で、ついでドイツ人の鋤で」、そしていま最終的にドイツのものにされなければならないのだった⁽²³⁾。

さかのぼって35年9月のいわゆるニュルンベルク法は、「ドイツ人の血と名誉の保護のための法」であった。それは、「ドイツ人のため」というナショナリズム—ユダヤ人を差別排除しようという点で差別的排外的ナショナリズム—を基本に

している。同年11月の帝国公民法の定義の立案者、内務省次官シュトゥッカー博士は、「国民社会主義者でヒトラーとドイツの運命の信奉者」だった⁽²⁴⁾。33年4月の職業官吏再建法は、ユダヤ人官吏を排除するものであったが、そのヒトラーによる理由付けは、ドイツ人が長期的に官職から排除され、ドイツ国家が弱体化されてきたからである。ドイツ人とドイツ国家の強化が彼の中心理念である。そのためにユダヤ人を排除するという構造になっている。目的と手段の関係が明確にある。もちろんその理由付けはドグマであり、論証によるものではないし、歴史が示したように真実でもない。だが、そのような観念・理念・イデオロギーを抱くナショナリスト勢力が権力を握ったというのが現実である。その理念の実現は、現実の国内と世界の諸勢力との対峙の中で行われる。そこに個々の法令・政策の具体的な条件がある。ヒルバーグの豊富な叙述のなかには、その対抗関係を示唆する部分もたくさん盛り込まれている。だが彼の力点は、その対抗関係のダイナミズムを明らかにすることにはない。ヒトラー・ナチ国家が段階ごとに抱えていた諸課題とその達成のための手段・勢力、これに対抗する諸勢力との相互の力関係・ダイナミズムの中でユダヤ人政策の展開を見ていかないために、その展開過程が反ユダヤ主義の、あるいは絶滅政策の自動的展開のように見える。ホロコースト理解のためには、現在の段階からすれば、ヒルバーグの研究が出て以降なされたたくさんの実証研究に依拠しながら、新しい史料も発掘して、あるいは従来顧みられなかったドキュメント群を掘り起こして、ナチ国家の闘争過程・戦争政策のリアルな像を描く必要があると思われる。

2. ヒトラーの「絶滅命令」とは何か

— 「1941年8月15日以前」説について —

わが国でも最近、ホロコーストの歴史に関して欧米のこれまでの研究史を踏まえたすぐれた研究が出た。栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策』ミネルバ書房、1997年がそれである。この研究はわが国で今後ホロコースト研究を進めようとする際、まず参照されるべきものとなるであろう。そして、ホロコースト研究深化のためにはまず検討の対象とすべきものとなるであろう。その意味で以下においていくつか問題点を指摘しておきたい。

まず私との歴史理解の違いを本書のタイトルとの比較でいえば—それが方法論的な定式化を反映し、方法論の違いを象徴すると考えられるので—、私の場合は、「第三帝国の戦争政策の展開とユダヤ人絶滅政策⁽²⁵⁾」であって、「ナチズムとユ

「ユダヤ人絶滅政策」ではない。栗原氏は、本書の第一部の元になった先行論文では、「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」としていた。ヒトラーではなくてナチズムを持ってきたことは私の問題関心に近い。しかし、ナチズム一般が問題なのではなく、ナチズムの実際の戦争政策の展開の固有の論理、敵との対抗の具体的論理のなかでホロコーストを見なければならぬということ、これが私の立場である。つまり、その独ソ戦下の、総力戦下の、総力戦敗退過程の問題状況、アメリカの参戦による文字どおりの世界大戦化とユダヤ人絶滅政策を、その相互連関とダイナミズムの中で把握すべきであるということになる。すくなくとも拙著『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942』が主として示そうと企図したのは、その点であった。栗原氏も、その「結び」で、自分の研究が示そうとしたこととして、ユダヤ人絶滅政策が「従来考えられてきたようなヒトラーが元来抱いていた計画の実現というようなものではなくて、第二次世界大戦、特に、独ソ戦の過程で、いわば、戦争政策の一環として実行されたものであるということ」だとしている。その点を立証するたくさんの事実が示されている。だが、戦争政策の具体的な問題として主として出てくるのは、ユダヤ人絶滅に関係する限りでの食糧不足と労働力不足の問題である。戦争政策が正面から取り上げられて、その全体の中にユダヤ人問題が位置づけられているわけではない。その点に不満が残る。もちろん課題は大きく、拙著と若干の拙稿もその一端を実証したに過ぎない。最近、わが国でも大学院生が東部戦線のドイツ軍やインザツグルツェ(特別出動部隊)に関する研究に着手し始めたばかりである。独ソ戦下のドイツからソ連地域にいたる広大な地域の歴史研究がわが国でまだまったく存在しない状況である以上、その実証こそが今後深められなければならない。その豊富な実証の中で、ホロコーストの理解もより妥当なものとなるであろう。

もちろん、『ナチズム体制の成立』、『第二次世界大戦の勃発』という2冊の大作に結晶した歴史実証的な考察から当然のこととして、栗原氏はホロコースト推進・実行の要因を、ゴールドハーゲンのようなルター以来の400年にわたるドイツ人特有のユダヤ人憎悪、反ユダヤ主義の特殊ドイツ的強烈さなどという超歴史的、民族的要因にはもとめていない。今や広く知られるようになったように、ナチ体制下のユダヤ人迫害は段階的に昂進した。ユダヤ人を海外に移住させる計画、すなわち対仏電撃戦勝利で浮上した1940年夏の「マダガスカル計画」は、イギリスの徹底抗戦で頓挫する。そして、独ソ戦を契機として1941年6月頃にはシベリア、あるいは「東方への(nach Osten)」移送計画が浮上する。問題となるのは、そのシベリアへの移送計画が総督府領内での絶滅政策に転換する事実関係と推進

論理である。

この問題とも関連して、ヒトラーの位置(「絶滅命令」を出したかどうか)をめぐって、かつて欧米で論争になった。栗原氏の本の第一部は、このヒトラーの絶滅命令の有無にかんする「穏健機能主義者に近い立場」からの現段階での総括である。すなわち、ヒトラーによる「包括的一般的な絶滅命令」がなかったとするプロシャート、あるいはヒトラーの役割をイデオロギー的なものに過ぎないとするモムゼンのようないわば徹底的な機能主義を排し、ヒトラーの「絶滅命令が存在した」とする。しかもその時点は、41年8月前半だという。

ここで問題を感じるのは、第一に栗原氏が存在するというヒトラーの口頭の「絶滅命令」の内容・語句は何かということである。第二に、なぜ41年8月前半なのかということである。先ず第一の命令の内容であるが、ユダヤ人を「移住させるのではなく、絶滅してしまえ」と命じたと考えればいいのか。そのようなことを口頭で直説法で言ったというのか。41年8月前半にヒトラーがたとえば、「今後はユダヤ人を移住させるのではなく、文字どおり肉体的な意味ですべて無差別に抹殺せよ、抹殺・殺戮のための設備を建設せよ」と口頭で命じたというのか。「当初の無差別なユダヤ人絶滅政策が(41年)8月前半に決定された」という叙述からはそのように判断される。そのような命令はあり得るのか。その「命令」とはいかなる性質のものか。

ゲーリングが「ヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終解決の準備をせよ」と41年7月31日に文書でハイドリヒに命じた。これは有名な命令であり、文書で残っているものである。その準備命令のすぐ後、1週間か2週間もたたないうちに、直接の担当部局がさまざまな諸官庁との調整もしないうちに、結論だけ「直ちに絶滅せよ」と命じるのはいかなる理由からか。むしろ、かつては栗原氏もブラウニングなどの研究に依拠しつつ探っていたという見方、すなわち、7月31日のゲーリングの「準備命令」の前に、ヒトラーが口頭で、ゲーリング、ヒムラーに対して、ポーランド等のゲットー問題などが話題になった際に、「かつて国会演説でいったように、この戦争の張本人であるユダヤ人どもに決着をつけなければならない。方法は射殺、移住、いろいろある。ユダヤ人問題の最終的解決の準備をせよ」と抽象的概括的にディクタートした、その意味で命じたと考えたほうが自然である。ヒトラーの絶滅命令とは、栗原氏が示す事実、ハイドリヒの41年11月6日の書簡における「ユダヤ人はヨーロッパの放火責任者として最終的にヨーロッパから消滅させなければならない」という「最高の筋からの指図」であるとすれば²⁰⁾、「その準備をせよ」というディクタート＝口頭命令をヒトラーがゲーリングに対

して7月31日以前に行ったとするほうが自然ではないか。

しかし、ナチ党・親衛隊など政治運動体における「命令」というものをあまりに官僚主義的形式的にとらえる見方には注意しなければならない。そもそもヒトラーがナチ運動のフューラー（指導者）になるのも、現実の世界大戦の体験とその敗北の経験からくる人種主義的ドイツ民族主義者としての使命感からであり、ゲーリングやヒムラーなどたくさんのドイツ人が人種主義的民族主義に共鳴してナチ運動に結集するとき、それはヒトラーの行政的官僚的命令によるものではない。理念への共鳴と自発的参加である。彼らが目指す目標とそれを阻止しようとする諸勢力との対立闘争の中で、理念と闘争関係の必要性に基づき自発的積極的に関いの前面に立つのが政治運動体の指導者層である。ヒトラーはドイツ行政府と軍の頂点に立つ。しかし、軍と行政府を動かす指導理念と世界観は「わが闘争」に示される人種主義的なドイツ民族主義の世界観である。ヒムラーはドイツ警察長官として警察のトップに立つ。だが、彼の内面を規定するのは親衛隊長官としての、党のエリート組織の頂点に立つものとしての人種主義的民族主義の理念である。ボルシェヴィキ・ソ連との死闘が始まったとき、その敵がドイツ占領下の民衆に抵抗・バルチザン戦争を呼びかけるとき、第一次世界大戦末期のボルシェヴィキ革命や11月革命のことを想起しつつ、彼らの頭の中では一時的休戦に過ぎなかった世界大戦を再び継続し、勝利に導くこと、敵との闘争に本能と化した敵対心と使命感で率先垂範するのがナチ最高政治指導者たちであろう。

スターリンは41年7月3日、「敵によってい占領されている地域」でバルチザン闘争を呼びかけた。「橋や高速道路を爆破し、電信電話の連絡を破壊し、森、供給キャンプ、列車を焼き払い」、敵と占領地域のその共犯者が耐えられないような状態を創り出さなければならないと訴えた。「ファシスト・ドイツにたいする戦いは、通常の戦争とみなしてはならぬ」かった。単なる二つの軍の戦争ではなく、「ファシスト・ドイツ軍に対する全ソヴィエト人民の戦い」だとした⁽⁷⁾。ウクライナ、白ロシアの西部の一部地域のように、ツァーリズム・ロシアでロシア帝国領、ブレスト＝リトフスクでドイツ領、戦後ヴェルサイユ体制下でポーランド共和国領、独ソ不可侵条約下の1年10ヶ月間はソ連支配下、さらに独ソ開戦でドイツ占領下へと支配権力が転変した地域では、ドイツは反ソ・反ボルシェヴィキ・反ロシアの民衆を反ユダヤと結び付けて統合の武器と為し得た。だが、緒戦の電撃的勝利で占領地が拡大し、ソ連領奥深く突き進めば進むほど、したがって戦線の背後に「ソ連人民」が増えれば増えるほど、また純然たるロシア人地域に突き進み反ソ・反ロシアの大衆基盤が一挙に狭隘になればなるほど、それだけ反

ユダヤ主義の武器は重要になる。「ソ連人民」総体を敵に回して占領支配を行えない以上、それは必然である。ソ連戦線の広さ、ドイツ側戦線の浅さはドイツ支配の致命的欠陥となるからである。私はその点に着目し、独ソ戦初期から冬の危機にいたる時期に関して、ソ連占領地の治安状態とそのライヒ保安本部による掌握状況について何本かの論文を書いてきた⁽²⁸⁾。そのような要因の重みを栗原氏は本書において十分に踏まえているとは思えない。ソ連占領地の現実に関する分析説明があつて始めて、ユダヤ人殺戮過程の現場が再現できるであろう。それが無いためにヒトラーの「絶滅命令」なるものに殺戮拡大の原因を求めることになるのではなからうか。

アウシュヴィッツ収容所の長官ヘースがヒムラーに41年夏「大変な仕事だがやってくれ」とベルリンに呼び出されて「最終解決準備」を打ち明けられたとき、むしろ彼の戦後の証言とは違って、「ドイツ民族・ドイツ国家のため、その生存闘争のため」という使命感でいわば誇りを持って職務を引き受けたとみななければならない。1900年生まれ、彼は南アフリカ駐屯ドイツ植民地軍将校を父にもち、第一次世界大戦勃発時に未成年で志願、戦後は東プロイセン義勇軍に、その後バルト地方のロスバッハ義勇軍に参加、ルール占領軍反対のテロ活動を実践、逮捕投獄、28年仮釈放後ナチ民族主義団体に参加、妻もその団体メンバーといった経歴からも、ドイツ民族主義の徹底的な信念を持った人物である⁽²⁹⁾。運動体の指導者から下部のものに対して行うのは、通常の命令ではなく、課題・任務を託することである。その意味で、アリのゲーリングからハイドリヒへのいわゆる「準備命令」が、「命令する」ではなくて、「託する」という言葉を使っていることにわざわざ注意を促している点に注目しておきたい⁽³⁰⁾。ゲーリングの4カ年計画の長官としての肩書きは、正確には「4カ年計画受託者」、すなわちフューラーによって4カ年以内に経済的に戦争準備を完了する課題を「託されたもの」ということである。ゲーリングの「準備命令書」も、戦後のアイヒマン裁判でアイヒマンが語ったように、自分がハイドリヒと相談して文案を作成し、ゲーリングの署名をもらった。その意味は、彼ら文案作成者には文書そのものは必要ないということである。ハイドリヒやアイヒマンのようなナチ運動の前衛闘士には、ゲッベルスの後述の42年3月27日の日記の記述が示すように、現実の闘争の必要性の確信があればよく、「命令書」など彼ら自身には必要ない。むしろ「準備命令書」に明記されたようなゲーリングの肩書き、すなわちライヒ元帥、四カ年計画受託者、国防閣僚会議議長といった重々しい官僚的肩書きのついた文書を求めるナチ運動以外の国家機構の下級官僚、ナチ運動でも下級幹部の必要と彼らの心性に應えるためのも

のだったと見るべきであろう。

ユダヤ人を世界戦争の火付け人として絶滅させる、今度戦争になれば世界のボルシェヴィキ化(第一次世界大戦はボルシェヴィキ革命、ドイツ11月革命を引き起こしたが)ではなくユダヤ人の絶滅だという言い方は、有名な39年1月の国会演説で公然となされたものである。戦争勃発の責任をユダヤ人に負わせ、その罪のゆえにユダヤ人を絶滅するというのは、予言の形を取ってヒトラーが明言したことである。ゲッベルスの日記にも出てくる。後でも触れるように公然たる形でも表明した。少なくとも、1939年のヒトラーの予言の形を取ったユダヤ人絶滅の発言は、すなわち戦争の責任をユダヤ人に負わせるという思考経路は、ヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒ、ゲーリング、フランクなど最高指導部の共通認識だったとみなければならない。その思考経路・使命予言が現実の政治状況・軍事状況の中で生き生きとよみがえること、現実の絶対命令として彼らの心に活性化すること、ヒトラーが折りに触れて、卓上談話⁽³¹⁾でも見られたように、ヒムラー、フランク、ゲッベルスなどとの会談などでそのさまざまなヴァージョンを繰り返すこと、これが必要条件であり、充分条件ではなかろうか。ヒムラーを親衛隊長官に任命すること、その彼をドイツ警察長官に任命すること、またドイツ民族強化委員に任命すること、これによって状況が提起する問題に能動的に対処することとなるのではないか。同様に、ヒムラーが例えば41年10月末から11月にかけてグロブチュニクを総督府ユダヤ人移送・抹殺作戦の責任者に任命⁽³²⁾すれば、その任命こそがすべてを機能させるではないか。後で必要なのは、しかるべき転換点での下部の提起する提案の承認・叱咤激励ではないか。

栗原氏は、ヒトラーが7月22日にクロアチア軍事相に全ヨーロッパからユダヤ人を一掃する計画を告げた事実を指摘する⁽³³⁾。ヒトラーがまさに39年国会演説の公然たる言明をここで改めて外国の軍事大臣に開陳したこと、移送先が「シベリアであろうが、マダガスカルであろうが同じことだ」と述べて「東方への移送」に言及したことは状況変化を示すものとして重要である。だが、41年6月2日にマダガスカル計画を確認し、7月22日に「シベリア」に言及したことをもって、この間に、「マダガスカル計画を放棄」し、「シベリア計画」ないし「東方計画」ともいうべき新たな追放計画を考慮したと断言できるであろうか。そもそも奇襲攻撃に成否をかける電撃戦略において、開戦前に不用意に「シベリア計画」を語るであろうか。開戦直前に「シベリア計画」、「東方計画」を語らなかつたからといって、その計画がヒトラーの胸中に胚胎し、明確になり始めていたことを否定することは出来ないだろうし、むしろ春頃から、とりわけ対ソ攻撃準備が最終

段階になる中で、「東方計画」浮上は十分あり得ることではなかろうか。この点も、さらに検証が必要なことだと思われる。

7月22日のヒトラーの発言に関していえば、栗原氏はクロアチアの代表に対する発言は利用しているが、同日のフランク総督に対する発言は引用していない。アリが示すフランクの業務日誌によれば、ヒトラーは、同日、総督府のプリピヤチ湿地帯編入による拡大案(フランクの提案)を拒否し、同時に、「ユダヤ人その他の反社会的分子がまもなく東方に移送される」と保証した⁽⁵⁴⁾。総督府の指導部に、ユダヤ人をウクライナや白ロシア湿地帯に追放する計画があったことが分かる。と同時に、国境線問題もおお不確定であったことが分かる。ユダヤ人移送先の問題は戦争の展開次第だったことを意味する。マダガスカル計画は、対仏講和条約の条件を検討するドイツ第三帝国のさまざまな戦後構想の一環としてであった。経済界は経済界で対仏講和交渉のための戦後構想を作成していた。経済界はヨーロッパの占領地のいたるところで、軍事的勝利を背景にした経済的覇権確立のための構想・講和条件案作成と実際の行動を展開していた。政治的枠組みを提供すれば自らの私的利害関心から自発的に行動していた⁽⁵⁵⁾。ライヒ保安本部においても、対ソ戦勝利を念頭に、戦後構想を練る中で内発的必然的にユダヤ人移送先の変更が出てきたと見るべきではないか。それが、41年7月31日のゲーリングのハイドリヒへの検討依頼、「最終解決準備命令」とつながったのではないか。7月22日の時点で外国の代表に対してマダガスカル計画を否定することは対英戦争の不首尾を認めることにもなり、ヒトラーがたとえその計画を放棄していたとしても、そんなことは表に出さないとみられる。しかしむしろ、対ソ電撃戦に勝利し、対英戦争に全力投入できたときには、マダガスカル計画が再活性化する可能性もありうる。ヒトラーの発言はそのような含みのある発言ととらえるべきであろう。具体策はこれまでのユダヤ人移送問題の担当部局、すなわちゲーリングからハイドリヒのラインに任せた段階、そこからの具体的提案を待つ段階と見るべきなのではなかろうか。

3. 絶滅策への転換の機が熟したのはいつか

マダガスカル計画の放棄の時点、あるいは「東方計画」の浮上の時点がいつなのかを考える上では、アリの研究に言及されていて栗原氏が無視しているかに見えるハイドリヒの計画についてみておかなければならない。

41年1月21日 アイヒマンの同僚テオドール・ダンネッカーの覚え書きはフラ

ンスにおける「中央ユダヤ人局」樹立に関するものである。「フューラーの意志」に従い、戦争終結後、ユダヤ人問題を海外ではなくて、「ヨーロッパ地域のなかで」最終的に解決することが、フランスにおける担当官庁の設立に関連させられている。とすれば、すなわちヒトラーがすでに40年8月頃には対英戦争から転じて対ソ攻撃を考え始めたとすれば、そして40年12月までにバルバロッサ指令発動の機が熟した現実（国際関係、戦争準備状況など）を考えれば、それに対応しつつライヒ保安本部などが作成していたマダガスカル計画の細部のつめは、当面、非現実的であることが次第に明らかになったと見なければならぬ。

他方、41年3月20日、アイヒマンは宣伝省代表を前に、ハイドリヒが「フューラーから最終的なユダヤ人疎開の問題を託され、そこで約8－10週間前にある提案をした」としている。ところがアイヒマンによれば、この案は採択されなかった。「なぜなら、総督府が目下のところ、ユダヤ人もポーランド人も受け入れることが出来ないからだ」⁽³⁶⁾。ここから考えられるのは、40年末から41年の年頭の間、すなわちヒトラーのバルバロッサ指令発令の頃を境に、ハイドリヒがマダガスカル案に替わるものとして、総督府の内部での処理、すなわちルプリン案の復活とでも言うべきプランを作成したということである。命令によらず、自発的に事情変更をにらみながら行ったと考えられる。栗原氏は40年4月までにルプリン居留地案は放棄された、それに変わってマダガスカル計画が前面に出たと考えられるとしているが⁽³⁷⁾、その前提は対仏戦勝利とマダガスカル取得の見込みだったのである。その可能性がなくなったかに見える40年の年末から41年の年頭において、改めてルプリン案に類似した東方案が浮上したとしても不思議ではない。

この点をさらに補強すると思えるのは、41年3月26日のハイドリヒの覚え書きである。そこにはライヒ元帥ゲーリングとの会談内容が記されている。「ユダヤ人問題の解決に関して、ライヒ元帥に簡単に報告し、私の案を提示した。彼はローゼンベルクの管轄に関して一つの修正を加えることでこれに同意し、再提案を命じた」と⁽³⁸⁾。ローゼンベルクの管轄領域は対ソ攻撃によって占領する東方占領地域であり、彼の任務は対ソ戦で占領地他地域の民政統治である。したがって、3月末のハイドリヒの案がすでに対ソ戦を前提にし、東方占領地へのユダヤ人移送案であったことが分かる。フランク総督がプリピャチ湿地帯へのユダヤ人移送、そのための総督府領域の拡大を構想していたとすれば、まさに総督府とユダヤ人移送問題担当部局ハイドリヒの計画とが一致していたと見られるのである。だとすれば、アリが指摘するように、ゲーリングの41年7月31日の「準備命令」の画

期的性格は割り引いて考えなければならない。むしろ、3月くらいから、あるいはバルバロッサ指令が40年12月18日に出てから、東方への移送の可能性の追求があって、その作業の一つの成果として7月31日の文案があったと見なければならない。そして、7月31日のゲーリングの書簡(準備命令)は、一方では対ソ攻撃で一挙に拡大した解決可能性を、他方でソ連領内ユダヤ人を支配下に置くことから生ずる課題の飛躍的拡大を前にして、ハイドリヒの他官庁に対する権限の明確化、行動の余地の確保のためであったとみななければならない⁽³⁹⁾。そして、この間の推移、すなわち、マダガスカル計画の非現実化過程からルブリン計画ないしプリビャチ計画の浮上過程を経て、独ソ開戦後のドイツ軍の破竹の進撃段階の7月31日ゲーリング準備命令までの推移において、ヒトラーの絶滅命令は必要ない。戦局転換に対応した担当部局による移送問題解決案の練り直しというレベルで、ことは理解できるのである。

それではこの間に、移送による解決ではなく絶滅しなければならない、すなわち特別の収容所において殺戮しなければならないような条件は熟していたのであろうか。栗原氏は「穏健機能主義者」として、「第二次大戦中、あるいは独ソ戦の具体的な状況から考えようとする」立場から⁽⁴⁰⁾、「絶滅命令」がいつ出てもおかしくない諸要因として、つぎのようなことを指摘する。アウシュヴィッツ収容所長ルドルフ・ヘース(Rudolf Höss)とライヒ保安本部第IV局ユダヤ人移送課長アドルフ・アイヒマン(Adolf Eichmann)の証言の一致する時点が、「1941年晩夏」である。その背後に、41年初夏からのポーランド・ユダヤ人の状態の「悪化」、ポーランド・ゲットーにおける「破滅的な状況」、ドイツ本国の「食糧事情」の悪化、41年5月のドイツ本国における肉類割当量削減、同年6月の野菜と馬鈴薯の供給不足、第一次世界大戦時の食糧不足の経験、「むしろ敵国人を飢えさせるべきではないのか」とのドイツ人民衆の声、食糧危機を訴える7月16日のヘッブナー提案(「労働配置が不可能なユダヤ人は何か速効性のある方法で始末するのがもっとも人道的な解決ではないか」)などである⁽⁴¹⁾。さらに41年8月という時点は、まさにソ連戦線で「ユダヤ人絶滅が実行され始めた時点」であった⁽⁴²⁾。その上、41年8月から9月にかけて、後年「絶滅収容所」と一括して規定されるようになったヘウムノ、ベウゼッツ、ソビボール、アウシュヴィッツ、トレブリンカ、マイダネクなどが集中して建設開始となった。これらの諸要因を根拠に、「実際この時点で、すなわち1941年8月15日の時点で、「いつ『絶滅命令』がなされてもおかしくないような状況だった」という⁽⁴³⁾。あとでは更に一歩進めて、労働能力あるユダヤ人も労働不能のユダヤ人もひっくるめて「無差別なユダヤ人

滅政策が8月前半に決定された」と断定する。だが、上記の諸要因すべてが、7月31日のゲーリング命令による「ユダヤ人問題最終解決」のための準備作業だったとも考えられる。ゲーリング命令による準備作業ではなくて、特別にヒトラー命令による「絶滅命令」なるものが8月前半に出されなければならない理由が私には説得的でない⁽⁴⁴⁾。

また論拠として、「絶滅収容所の建設計画が1941年8-9月の短期間に集中して一斉に開始されている」という。しかし栗原氏が典拠とするシェッフラーの論文を見ると、1941年9月に建設開始となったのはマイダネクとビルケナウの二つだけである。しかもそのうちマイダネクは絶滅目的の収容所ではなかった。ルブリン地区に集中している親衛隊の経営と収容所のための強制労働収容所(Zwangsarbeitslager)および労働力貯蔵所(Arbeitskräftereservoir)であった。対ソ戦緒戦で勝利の確信が頂点に達していた頃、すなわち41年7月20日-21日に、ヒムラーがルブリン地区に巨大な親衛隊基地建設を命じた。それは東部で親衛隊に開かれた可能性のために「橋脚」となるべき基地であった。マイダネク収容所は、この壮大な「計画の一部」であった。マイダネクは後の親衛隊経済管理本部のヒエラルヒーの中に組み込まれたものだった。それは、絶滅政策に携わるルブリンの親衛隊警察指導者およびラインハルト作戦の下にあるものではなかった。マイダネクに最初の小さな火葬場が出来たのは42年7月のことだった。三つのガス室を持つガス殺設備ができたのは、42年9月-10月になってからだった。後にマイダネクのシンボルとみなされる巨大な火葬場は、「収穫祭」作戦終了後の43年冬のことだった⁽⁴⁵⁾。

ポーランド・ユダヤ人殺戮作戦としてのラインハルト作戦の主たる舞台となったベウゼッツ、ソビボル、トレ布林カはどうか。ベウゼッツにはすでに40年に強制労働収容所があった。ここにガス殺設備を持つ収容所を建設する決定は、「おそらく41年10月だろう、なぜならヒルバークが目撃証言によって41年10月もないし11月初めに準備作業が始まった」としているからとシェッフラーはいう。彼は、ベウゼッツでのガス殺が実際に始まったのが42年3月だが、「その遅延の理由はなお分析されるべきだろう」としている。ソビボルの建設開始はもっと遅く、ベウゼッツの処理能力では不十分だと「すでに判明してから」である。すなわち、42年3月のことである。実際に最初の殺戮が始まったのは、42年5月始めである。これら二つとも、密閉した部屋で自動車排気ガスで殺害した⁽⁴⁶⁾。トレ布林カに懲罰収容所(トレ布林カ第1収容所)が建設されたのは41年だが、それはいわゆる絶滅収容所ではなかった。ポーランド人とユダヤ人に採石場の強制

労働をさせるための収容所だった。ワルシャワ親衛隊中央建設部がラインハルト作戦のための絶滅収容所を建設したのは、42年5月末から7月22日の間だった⁽⁴⁷⁾。多数のユダヤ人に対し最初に「安楽死」方式によるガス殺が行われたのはヘウムノ(ドイツ名クルムホーフ)である。だが、シェッフラーも指摘するようにヘウムノ収容所とは本格的な収容所ではなく、ガス自動車停留所(Gaswagenstation)とでもいうべきものである。100人をボックス型密閉荷台に乗せるガス自動車(トラック)2両、150人をボックス型密閉荷台に載せるガス自動車(トラック)3両が発着する場所がヘウムノ駅であり、そこから近くの村までの間に排気ガスで殺すわけである。これは41年11月に最初の実験をし、12月から本格稼働した⁽⁴⁸⁾。いずれにしろ、栗原氏のように、「絶滅収容所の建設計画が1941年8-9月の短期間に集中して一斉に開始されている」とはとてもいえないのではなかろうか。

アウシュヴィッツ収容所の所長ヘースの証言は、「41年夏に」ヒムラーに呼ばれ、「総統がユダヤ人問題の最終的解決を命じた」という。しかしそれは、証言を注意深く見ると、「意味からすれば(dem Sinne nach)」だった。決して「絶滅せよ」といった直説法ではなく、また「最終的解決を命じた」というのも「意味からすれば」である。さらにそのすぐ後で、「東部にある既存の虐殺施設では、この大がかりな計画を実行できる状態にない」といつている⁽⁴⁹⁾。この「既存の虐殺施設」、「大がかりな計画」も、後々の結果から見て、ただちに百万人にも上る大量のユダヤ人を殺す施設、計画と見ていいかどうか疑問である。そもそも41年の夏、はたして東部のどこに「既存の虐殺施設(die bestehenden Vernichtungsstellen)」があったのか。「既存の虐殺施設」がヘウムノ、ベウゼッツ、ソビポール、トレプリンカ、マイダネクのような「安楽死」抹殺目的の大規模な施設を意味するとすれば、それらは栗原氏の説を批判しながら指摘したように41年8月から9月に建設が開始されてはいない。上の「既存の虐殺施設」だけでは不足するような大規模な虐殺計画がヘースのアウシュヴィッツビルケナウで具体的になるのは、むしろ42年夏からである。ヘースの証言は、ヒトラーの「絶滅命令8月15日以前」説の根拠とはなり得ないのではなかろうか。そもそもヒムラーがヘースにアウシュヴィッツ第二収容所(すなわち後に絶滅収容所とされるビルケナウ収容所)の建設を命じたのは、対ソ戦準備段階の41年3月だった。また、バラックその他の施設の建設が集中的にはじまったのは41年10月からだった。にもかかわらず、本格的な「安楽死」設備は42年になっても農家を改造した建物しかなかった⁽⁵⁰⁾。アウシュヴィッツがいかなる目的で建設され、いかなる目的で拡張されていたのか、結果としての「絶滅施設」という側面だけに目を当てずに、ベウゼッツ、ソ

ビボル、トレ布林カのような単なる絶滅施設との違いの意味も含めて、このあたりの推移についても再検討してみる必要がある。

コゴン、ラングバイン、リュッケールなどの共同研究も、次のような事実関係を確認している。ヘウムノ（クルムホーフ）（ここで最初のガス自動車によるユダヤ人殺害は41年12月5日、ついで42年1月中旬から、5000人のジプシーのガス殺、など）、ベウジュツ（42年3月17日、ルブリン地区のユダヤ人の移送＝ガス殺の開始）、ソビボル（42年3月、ここでも絶滅収容所の建設を開始、同年4月中旬、最初のガス殺実験、同年5月はじめ、大量殺人の開始）、トレ布林カ（42年5月末ないし6月はじめ、ここにも絶滅収容所建設を開始）、アウシュヴィッツ（42年1月、収容所そばにあった農家をガス室に改造して運転開始・第一ブンカー、同年6月30日、収容所のそばにあった農家をガス室に改造して運転開始・第二ブンカー）といった時系列的流れである⁽⁵¹⁾。こうしてみると「既存の絶滅施設」をしのぐ、大作戦用の絶滅施設建設を命じるのは、すなわち、「農家の改造」などという小規模施設ではない大規模施設をヘースにつくらせることをヒムラーが命じたのは、42年夏である。

42年7月17日と18日の二日間、ヒムラーはアウシュヴィッツを視察した。彼はオランダから輸送されたユダヤ人のガス殺の全過程に立ち会った。彼はヘースに進行中の収容所増設・火葬場建設の加速化を命じた。火葬場の建設契約は、ヒムラーが視察する4日前、7月13日に結ばれたばかりであった。建設は8月10日開始の予定であった。41年2月以来、ビルケナウの火葬場建設に加わっていた責任者の一人カムラー（Max Kammler）も、ヒムラーは視察に際して同行させた。ヒムラーは視察後、4週間ほどのうちに、ビルケナウ火葬場建設計画を突然、1から4棟に増やした⁽⁵²⁾。42年の夏、ユダヤ人抹殺の規模が一段と広がったとみなければならない。アウシュヴィッツービルケナウ建設をヘースに命じた段階から、結果としてのあの100万人規模の絶滅を想定し計画していたなら、このようなことはないのではないか。戦局の転換、「冬の危機」、その後の総力戦準備、抵抗の増大といった諸要因の中で結果としてのあの巨大な殺戮総数になったのではないか。歴史的可能性を考えてみるということで、「もしも」を想定すれば、「もしも、41年7月末—8月中旬にソ連がドイツ軍の電撃戦に敗れ、講和に応じていたら」、ユダヤ人が何百万人かの規模でシベリアに送られたのではないか。

つぎに、8月中旬以降のソ連におけるユダヤ人の無差別射殺とみられる現象とヒトラーの「絶滅命令」なるものとの結び付けていいかという問題がある。ポーランド攻撃に際して、占領直後にポーランド支配者層、インテリゲンツィアの抹

殺を命令し実行したように、対ソ攻撃準備の段階でヒトラーはヨードルに口頭命令を与え、ヨードルが41年3月3日、国防軍参謀本部（Wehrmachtführungsstab）にヒトラー命令を伝えた。それは、「ユダヤーボルシェヴィキのインテリゲンツィアの除去」を、陸軍との事前の協定に基づいて親衛隊・警察の組織に任せるというものだった。その実行機関は、治安警察の特別出動部隊、通常警察など、ヒムラー配下の勢力であった。ヒトラーにとってソ連の担い手ボルシェヴィキの殲滅は絶対的必要事だった。同時にその源泉・発生源とみなした一般ユダヤ人に関してもしかるべく仮借ない措置を取るのは必然だった。だがイコールではない。対ソ戦開始直後からユダヤ人男性の射殺が始まり、それより8週間後に射殺範囲が家族とユダヤ人共同体に拡大された⁽⁵³⁾。だが、この対象拡大は、「すべてのユダヤ人を殺せ」という「ユダヤ人絶滅」命令が出たことを意味するのか。栗原氏は、ヒトラーの「絶滅命令」が8月前半に出たからだという。ヒムラーが8月15日と16日、ソ連戦線を現地視察して、ヒトラーの8月前半の「絶滅命令」に基づいて、ソ連ユダヤ人の絶滅を指示した、と最初は想定形で、後では断定の形でいう⁽⁵⁴⁾。だが、ヒトラーの「絶滅命令」についても、ヒムラーの「ソ連ユダヤ人の絶滅指示」についても、直接的証拠ドキュメントをあげているわけではない。

この8月中旬以降のソ連地域ユダヤ人の皆殺しの展開については、スターリンのバルチザン戦争宣言とその実際の発動にいたる初期現象が転機となったのではなかろうか。ドイツ軍の進撃とともに急速に広がる広大な前線後背地におけるバルチザン戦争をソ連国家指導部が呼びかけたこと、これが報復的措置を正当化した。バルチザン戦争の公然たる宣言はドイツ軍の破竹の進撃が押しとどめられ、ドイツ軍の被害が増大する中で、後背地における抵抗のわずかな兆候に対しても徹底的に殲滅する政策の根拠となったと思われる。バルチザン戦争の呼びかけこそは、背後の一突き、七首伝説を絵に描いたようなスターリンの行動ではなかったか。「蜂起へのレーニ的な指令に従って、いたるところで殺人、サボタージュ活動を引き起こすために第二列、第三列が必要な数だけ形成される⁽⁵⁵⁾」といった危機意識、したがってその殲滅への熱情が占領軍・治安関係者の共通項だった。アインザッツグルッペは、ただやみくもにいたるところのユダヤ人を殲滅するのではなく、抵抗の兆しのあるところに出動した。

親衛隊第一旅団の41年7月30日から8月10日までの「掃蕩作戦」活動報告書によれば、7月26日に出動命令を受け、28日からニロボル(Niropol)、ホリン溪谷(Horyn-Tal)などの地域で、ドイツ国防軍が敵を撃破した後の地域での掃蕩作戦を開始した。任務は、次の4つのグループの逮捕ないし殲滅だった。a)ソヴィエ

ト第124防衛師団の残存部隊、b)武装した強盗団、c)義勇兵、d)ボルシェヴィキ体制を助成してきた人々、であった。この最後のグループに一般ユダヤ人がはうり込まれることになる。7月30日の報告でユダヤ人に関する部分を見ると、「ボルシェヴィズムとボルシェヴィキの義勇兵を支援したために」、報告当日までに16歳から60歳までの男女ユダヤ人を約800人射殺したとしている。8月中旬以降は「無差別な」ユダヤ人への虐殺と見える現象は、7月下旬から始まっていたのである。同旅団の8月6日の報告でも、8月4日の午前4時45分から20時までのオストログ(Ostrog)周辺の作戦で、「この地域では、特にユダヤ人がボルシェヴィキ強盗団を支援していた」とし、男女合わせて1385人のユダヤ人を射殺したとしている⁽⁵⁶⁾。コミュニスト、ボルシェヴィキなどが民衆の中に隠れ、ユダヤ人の中に隠れて抵抗を組織し、バルチザンを組織するとき、その抵抗現象の発生現場周辺で親衛隊戦闘部隊、ヒムラー・ハイドリヒ指揮下の特別出動部隊^{アインザッツグルッペ}が過酷な一網打尽の行動に出るとというのが、無差別とも見える殲滅対象拡大の原因であろう。もちろん報復の熱情、見せしめのためとはいえ、明らかにバルチザンでも強盗団でも、コミュニストでもない多数の子供や婦人、老人を射殺するのは、ゴールドハーゲンの見るところと違って、治安警察・保安部特別出動部隊^{アインザッツグルッペ}の隊員たちにも試練だった。だから41年8月、ミンスクを訪問したヒムラーはその実情を知って、非戦闘員のユダヤ人民衆に対する心理的負担の少ない別の殺害方法を模索させることになった。9月には精神病者を爆弾で殺すことも試みられた。結局、9月末、ライヒ保安本部は、自動車密閉荷台で排気ガスによって殺す方法を選択決定したのである⁽⁵⁷⁾。

後の時点であるが有名なりディーチェ村の全村挙げての殲滅は、ハイドリヒ暗殺関係者潜伏の罪をかぶせたものであった。フランスのオラドゥール村のまったき殲滅もそうである。また、セルビアにおける41年10月の次の事例も私の想定した筋道と闘争の論理を裏付ける。すなわち、セルビア軍司令官ペーメは、10月4日、ベルグラード近辺で21人のドイツ人兵士が「10月2日にコミュニスト強盗団に野獣のように残忍に虐待され殺された」ので、「報復と罰として」、ただちに殺されたドイツ兵士1人につき100人のセルビア人囚人を、すなわち合計2100人を射殺させた。その囚人とはベルグラードなどの収容所に捕らえていたもので、「主としてユダヤ人とコミュニスト」だった⁽⁵⁸⁾。次の事例もまた、直接の戦闘地域の背後でなくても、バルチザン・抵抗運動と直面し、この敵から受けた被害への報復においては、軍と軍とのぶつかり合いの時期と同じような報復的無差別殺戮が治安警察部隊によって行われることを示している。その事例とは1943年1月

のポーランドの村の老人たち皆殺しである。この時点の直接のドイツ軍とソ連軍とのぶつかり合いの前線は、スターリングラードなどまだソ連占領地域のはるか奥深くであった。ポーランドで、ある警察予備部隊が非番で映画を見ているとき、1人のドイツ人警察官がポーランド人に射殺されたとの急報を受けた。隊員たちは現場の村(Niezdow)に急行した。だが、そのことを予測したのか、最年長層の住民を除いてすべての村人が逃げ去っていた。出動中にかのドイツ人警察官は怪我をただけだと判明した。だが、隊員たちは12人から14人の残っていたすべての老人、圧倒的には老婆を射殺し、村を焼き払った。そして映画館に引き返した⁽⁵⁹⁾。スターリングラード敗退がはっきりしてきた局面のこの報復の論理こそ、殲滅対象拡大を説明すると思われる。すなわち、ソ連側が当初の呆然たる状況から立ち直り、ドイツ占領に抵抗する分子が占領地で増えてきたことが原因であろう。ただしその詳細な実証は今後の私の課題でもある。

8月後半以後も「無差別な絶滅政策」、ユダヤ人皆殺し政策ではなかったことを立証するものとして、栗原氏が挙げている特別出動部隊Cの9月17日の報告、および民政統治地区オストラント・白ロシアのスルク(Sluzk)の事例を見ることが出来る。前者は占領統治に害となるような安易なユダヤ人皆殺し作戦の批判(個別事例としてそのようなことが発生していることの証拠でもあるが)であり、後者はまさに10月下旬になっても民政統治体制の中で生活していたユダヤ人がいたことを示している。なぜ、10月下旬になって、民政統治者の呆然とするような方法でこの町のユダヤ人が皆殺しにされたか。これは、それを行った第11リトアニア警察大隊にどのような命令が下されたのか、どのような理由でその命令が発されたのかが明らかにならないと判断を下せない。周辺のパルチザンの出沒事件となんらかの関係があるのではないかと推測される。

対ソ戦の直接の後背地、ドイツが占領しているソ連各地での、とりわけ激戦終了後に占領した後の地域での、ソ連側のパルチザン闘争・パルチザン戦争が宣言された中での治安秩序確立・平定作戦と密接な関係にあるユダヤ人絶滅政策と、占領後かなりの期間が経っている非戦闘地域(ポーランドの場合、戦闘は39年9月—10月だから独ソ戦開始時点までに2年近く経過、フランスなど西部占領地の場合、戦闘が40年5—6月だから戦闘終了後約1年経過)のユダヤ人絶滅政策とでは、周囲の状況、民心の状態、経済状態、治安状態などが大きく違っている。「ソ連戦線におけるソ連ユダヤ人の絶滅政策がまさに8月半ばに開始されている」ことを主要な根拠として、ソ連以外のヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅命令(「移住ではなく絶滅だ」という意味での)が「遅くとも1941年8月15日以前には」下され

ていたというのは、この両地域の決定的な違いを無視するものと思える。ポーランド・西ヨーロッパのユダヤ人を絶滅する具体的政策選択は、もっと大きな政治的・軍事的要因が積み重なって後に、なされたとみななければならないのではなからうか。シベリアへの連行、強制移住政策の余地の最終的消滅の時期を、確定しなければならないのではないだろうか。41年8月前半にその移住可能性はなくなっていたと断定できるのであろうか。ヒトラーの「シベリア計画」、「東方計画」の言葉が41年7月22日時点にあったこと、ヒムラーの幕僚部計画局長マイアー親衛隊大佐(ベルリン教授)の41年7月15日の案にシベリア移送計画があったことは指摘されているが⁽⁶⁰⁾、そのプラン・発想の消滅が8月15日以前である証拠は示されていない。

ドイツ国防軍は7月に入って、それまでに遭遇したことのなかった激しい抵抗をソ連正規軍から受けた。ハルダーの日記や中央戦線で大機甲化部隊を率いていたグデリアン将軍のような前線司令官からの報告に散見され始め、そのうちに充満するにいたった激烈な戦闘、必死のソ連軍の抵抗、反撃、ドイツ軍の被害の増大、敵師団をほぼ200と算定していたのに8月中旬にはすでに360師団を確認したこと、新鋭のソ連師団の陸続たる投入、ソ連の広域にたいし「浅きに失し、深さが無い」ドイツの戦線、それによる敵の繰り返しの反撃の成功などなど⁽⁶¹⁾、このようなこととソ連各地のユダヤ人抹殺の飛躍的拡大の関連をこそ見なければならない。一つ一つの殺戮作戦には具体的な抹殺命令が、それぞれの地域の不安定な状態と関連しつつ出されているとみるべきではないか。それが一般的概括的に見えるのは、ドイツ治安当局が直面した占領地の事情が内面的に関連性を持っているからではないか。戦場とその後背地の状況と場の共通性とつながりが、あたかも一回の「絶滅命令」が出されたかの外観を現出させる原因なのではないか。有名なバビヤール溪谷での3万人に上るユダヤ人の射殺は、41年9月末、キエフ攻略直後のことであった。キエフでは占領したドイツ軍の施設などが爆発炎上する事件が多発した。ユダヤ人はこの場合、混乱時のキエフ大火の責任を負わされたのである⁽⁶²⁾。この抹殺作戦を行った特別出動部隊Cの行動に関して、41年10月7日付治安警察・保安部長官作成の「事件通報・ソ連」によれば、次のようであった。一方では、ボルシェヴィキ支配下でのユダヤ人の「経済的地位の良さ」とスターリン体制の治安組織・内務人民委員部NKWDへの「密告者およびスパイ」としての活動のために、他方ではキエフで連続した爆破とそれに続いた大火のために、住民の「ユダヤ人に対する激昂は異常に大きかった」。さらに、ユダヤ人が放火に加わったことも「立証された」。したがって、住民はドイツ当局からの「しか

るべき報復措置を期待」していた。こうしたことから、都市司令官との協定に基づいて、アインザッツグルッペが月曜日、9月29日の午前6時までに全ユダヤ人に対して集合場所に出頭するよう命じた、云々と⁽⁶³⁾。

このように激戦、包囲作戦、出火・失火、不穏な状態、秩序混乱、秩序回復、報復措置といった一連の内的に密接に関連のある諸現象が、戦闘の広がり、戦線の推移のなかで共通するがゆえに、それぞれの戦闘終了後のユダヤ人を取り巻く状況も共通し、ユダヤ人抹殺に向かう治安部隊の状況・課題意識も共通するのではないか。

次に、民政地区ヴァルテラントからのヘップナーの7月提案は、「ヒトラー絶滅命令8月15日以前説」を立証するように読むことが可能であろうか。41年5月頃から、ゲッターの状態が「破滅的」となっていたとしても、ヘップナーが7月16日に行っている提案は、「この冬にユダヤ人全部にはもはや食事を与えることが出来なくなる危険」についてである。だから、時期に関して言えば「この冬」にむけて、すなわち41年の冬にいたるまでに打開策を求めるということである。また、ドイツに編入したヴァルテラント地区の担当者として、ヘップナーが管轄しているのは限定された地域に関する提案でしかありえない。具体的にはウッチ(リッツマンシュタット)のゲッターの状態を彼は直接詳しく知っているだけであろう。ヘップナーの提案に具体的に対応するのは、局地的な「解決」であり⁽⁶⁴⁾、41年末から42年1月にかけてのウッチ・ゲッターのユダヤ人のヘウムノへの連行・抹殺であろう。ヘップナー提案を一つの根拠に、その7月の時点で、ヨーロッパ全域に関わる大々的な一回きりの包括的な口頭「絶滅命令」発令—そのようなものがあるとして—の機がすでに熟していたと読み取るのは問題に思われる。

しかも、ヘップナーのアイヒマンへの書簡ドキュメントにおいて、栗原氏は「労働配置が不可能なユダヤ人はなにか速効性のある方法で始末するのがもっとも人道的」という部分を引用しながら、ゲッター・ユダヤ人の労働配置を前提としている議論の部分には止目せず、また必ずしも抹殺にはつながらない提案を述べている後半の部分も無視している。すなわち、ヘップナー書簡が示すのは、第一に、栗原氏が41年8月前半の無差別絶滅政策決定から後になってユダヤ人労働配置策に修正転換したとみる推移とは違って、現実にはユダヤ人の労働配置計画が7月段階で進んでいたということである。ヘップナー書簡は、併合地域の親衛隊保安部長(ポーゼン)として彼が各方面と「さまざまな議論」をしてまとめあげたものだった。それによれば、ヴァルテガウの全ユダヤ人を三〇万人収容できるバラック建ての収容所に入れる。そのうち労働可能なものは労働部隊にまとめて、収容

所から引き抜く。これなら、これまでよりはるかに「少ない警察力で」監視できる。しかも、リッツマンシュタット（ウッチ）や他の収容所で繰り返し発生している「伝染病の危険も最小限に」くい止めることができるとしているのである。労働配置の必要性を十分に考慮した提案なのである。さらに警察的治安的観点、社会衛生的観点も組み込まれている。その上で、「この冬、ユダヤ人をもはや全部は養えなくなる可能性がある」とし、労働投入できないようなユダヤ人を、「何らか他の速やかに効く手段で片づけるのがもっとも人間的な解決ではないか、真剣に考えてみるべきである」としているのである。いずれにしろ、「餓死させるよりは、この方が好ましいのではなからうか」と。さらに第二に後半において、「人間的な解決」をほのめかしただけではなく、他方で、この収容所においては、「さしあたり生かしておき働かせる」ことを考慮している。その場合、まだ子供を産めるすべてのユダヤ人女性を「不妊化する」ことを提案している⁽⁶⁵⁾。今生きているものが死に絶え、しかも子孫もいなくなれば問題が解決するというのである。これは文脈上、「速やかに効く手段で片づける」構想が実現にいたらなかった場合の、ユダヤ人問題の長期的解決策として考えられている。このように見てくると、ヘップナーの書簡を抹殺政策へと一直線につながるドキュメントとみるのは問題であろう。

ヘップナーの提案を受け取ったアイヒマン、そして上司のハイドリヒ、その上司のヒムラーには、総督フランクの繰り返しのヒトラーへの追放要求にみられるように、編入地域・総督府のゲッターの窮状の解決要請が時間経過・電撃戦戦略の挫折とともに複合要因の多様なベクトルの集合として重疊的に突きつけられてきたとみられる。総督フランクの41年6月19日、すなわち対ソ攻撃3日前のフランクのヒトラーへの要請は、「ユダヤ人を追放できることを期待している」のであって、「東方計画」推進要請の裏付けとはなり得ても、「絶滅命令」なるものの機が熟した根拠とはなり得ない。むしろ、7月31日のゲーリングの「準備命令」を引き出すにいたった要請と見るべきだろう。

ヘップナー担当のヴァルテラント、ウッチ・ゲッター、ヘウムノにおける12月以降の殺戮実行への前過程に関して具体的に見ても、たんに7月段階のゲッターの破滅的状況、食糧状況だけが絶滅政策の規定要因ではなかった。またその絶滅政策はヒムラー、ハイドリヒの政策決定によるものだった。以下、栗原氏が言及していない史料が示すところは次のようであった。ヒムラー、ハイドリヒは、旧ライヒから「東方」のリッツマンシュタット（ウッチ）へ41年10月に2万人のユダヤ人と5000人のジプシーを移送することを「ライヒの利益」のために、「根本

的な熟慮に基づいて」決定した。ただでさえ「破滅的状況」のウッチ・ゲッターにさらに2万5000人も受け入れることが難題であることは明白である。リッツマンシュタット市長の抗議については栗原氏の指摘がある⁽⁶⁶⁾。だがそれをやらざるを得なかった。まさにここに問題がある。この決定をウッチ・ゲッター管理当局（三級事務官ユーベルヘーア）に通達した。しかし、よく事情を知らないゲッター担当間との間で問題が発生した⁽⁶⁷⁾。ゲッターの中では、国防軍防衛経済軍需局（局長トーマス将軍）が一年半かけて「最大級の困難を克服して」作り上げた工場と関連施設が操業していた。ゲッターにおけるユダヤ人活用はすでに一年半の実績があったわけである。そこでは生産の95%までが防衛経済の製品（工兵戦闘用携行品、熱帯用寝袋、飛行士用頭巾など）であった。この工場関連施設をゲッター管理当局（親衛隊直属）が、新たなユダヤ人とジブシーの受け入れのために、国防軍最高司令部防衛経済軍需局に対して「明け渡すように」求めた。そこでトーマス局長はヒムラー宛に、そんなことをすれば上記の軍需品生産が「ほとんど不可能」になってしまうとして撤回を求めた。彼は、ライヒの内部に注文を移すとなると「すでに非常に厳しくなっている労働配置状況」で、さらに約4万人の労働者が必要になること、しかもユダヤ人労働力が利用されないままになること、そして最後に、製造のためにすでに工場に納品されている原料・半製品約5000万ないし6000万マルク分がふたたび注文主に返却されなければならないこと、そのことによってさらにライヒ鉄道に相当の負担がかかってしまうこと、以上のような理由を挙げて、リッツマンシュタットではなくて「どこか他のゲッターへ」移すように要求したのである⁽⁶⁸⁾。ヒムラー、ハイドリヒの「根本的熟慮」と国防軍軍事経済担当の任務・課題とのぶつかり合いであり、まさに言葉の正確な意味での矛盾であった。

ヒムラーとハイドリヒは、国防軍最高司令部のトーマス局長に対してリッツマンシュタット（ウッチ）・ゲッターへの移送敢行を通知し、「あなたの危惧には根拠がない」とした。トーマス局長の軍需工場は「決して」妨害されない。なぜなら、リッツマンシュタットのゲッターは元々20万人の住人が住んでいた。現在では約12万人しか住んでいないからだとした。部下のゲッター現地当局（親衛隊旅団長代理・ゲッター管理長ユーベルヘーア）がトーマス局長（その部下）に「不完全なやり方で」情報を伝えたことは「非常に不適切だと思う」とヒムラーは詫びた⁽⁶⁹⁾。

ヒムラーは激怒していた。彼の「まったく押さえきれない、不快な」気持ちをハイドリヒはゲッター責任者ユーベルヘーアに「電報で」厳しく伝えた。親衛隊

ライヒ指導者ヒムラーと管区指導者グライザーが「厳格に」取り決めた移送計画に基づいて命じたユダヤ人・ジプシー受け入れに対する「貴様の反対の態度」によって、進展している作業の遂行が「甚だしく」困難になった。それだけではなく、親衛隊への所属意識の不十分さがこの件で外部に、つまりは軍に「暴露されて」しまった。ユーベルヘーアは「移送作戦を阻止」しようとしてうまく行かないと、アイヒマンや同僚の国家警察責任者（リッツマンシュタット国家警察長シェーフエ）に責任があるかのように訴えた。逆にシェーフエはハイドリヒにユーベルヘーアの非を上訴した。ハイドリヒによれば、アイヒマンとシェーフエは「命令にしたがって」行動した。他人に罪をなすりつけようとするのは何事かとゲッター責任者を一喝した。シェーフエときちんと協力するように話し合え。その結果を知らせよ。ことと次第によっては「しかるべき結論」を出すであろう⁽⁷⁰⁾、と。これはゲッター責任者を震え上がらせるハイドリヒの激怒であり、絶対的服従命令に他ならない。ハイドリヒは41年10月19日の手紙で、ヒムラーに当初方針の貫徹を知らせた。移送が10月15日に始まったこと、毎日1000人で11月8日までに2万5000人をゲッターに送り込むことを報告した⁽⁷¹⁾。

事実、ウィーンから5000人、プラハから5000人、ベルリンから4187人、ケルンから2007人、ルクセンブルクから512人、フランクフルトから1113人、ハンブルクから1034人、デュッセルドルフから984人、計画通り実に正確に合計1万9837人が、41年10月16日から11月4日までの間にウッチのゲッターに連行された⁽⁷²⁾。上記の当初計画のうち、残るは約5000人のジプシーのみだった。だが、仮に住宅はいいとして、それ以外の必需品（食料・燃料など）は供給されるか。供給しないとすればどうするか。決定的な点はここにある。7月段階以降のゲッターの「破滅的状况」に加えて、あらたに2万人から2万5000人の人間が送り込まれてくること、この事実関係をヘウムノ（クルムホーフ）に即して踏まえなければならないだろう。「経済的必要性」、あるいは「軍事経済的必要性」と親衛隊の推進するユダヤ人政策とが軋轢を引き起こすこと、それと治安警察的必要性、これらのさらなる累積、抹殺への多様なベクトルの収斂を見なければならない。

栗原氏は、10月16日以降のドイツからウッチへ向けての移送は、「移送先が確保されないうちに実行された」のであって、「すでに絶滅政策の実行であったと考えている」。「ユダヤ人を移送するにあたって、ヒムラーはすでにユダヤ人が東方に移住できる可能性がないことを知っていたにもかかわらず、絶滅を意図していたがゆえにこれを強行したに違いない」という⁽⁷³⁾。しかし、ウッチに送り込む前にウッチ・ゲッター近くのヘウムノ（クルムホーフ）での抹殺を計画していたの

ならば、ウッチ・ゲッター、ウッチ市長、国防軍軍需関係者などとの軋轢は生じないような調整を行って事を進めることが出来たのではないかと思われる。ウッチに送り込んだ後、とても許容できないことが歴然として11月中旬にウッチ・ゲッターのユダヤ人の抹殺計画が具体化したのではないか。ギルバートによれば、41年10月16日からウッチ、ワルシャワ、ルブリンのゲッターに移送されたドイツ・ユダヤ人を待っていたのは飢餓であった。これに対しリガとミンスクに送られた組は、到着とともに付近の森へ運ばれ、射殺された⁽⁷⁴⁾。ゲッベルスの日記を5巻本に抜粋編集したロイトの解説によれば、ユダヤ人移送は「輸送力不足のために東部作戦終結後まで」待たなければならないとされていたが、ウヤスマ (Wjasma) とブリャンスク (Brjansk) 周辺の戦いに勝った印象のもとで、41年10月14日、ベルリン・ユダヤ人の最初の移送命令がだされた。すなわちロイトによれば、ベルリン・ユダヤ人の移送は戦いの勝利が関係していたのである。世論に対しては、ゲッベルスが「ライヒ」誌41年11月16日号に、「ユダヤ人に責任あり」との記事を載せて、この強制輸送の理由付けをした。彼はこの記事において、「1939年1月30日、フューラーが国会で発言したこと、すなわち、国際的金融ユダヤ人が諸民族をふたたび世界戦争に陥れることに成功したら、その結果は地球のボルシェヴィキ化、したがって同時にユダヤ民族の勝利ではなくて、むしろヨーロッパのユダヤ人種の絶滅であろう」とした予言がユダヤ人に対して証明されたのだと書いた。「われわれはその予言の実行をまさに今経験している。ユダヤ民族にとって過酷な運命だ。墮が当然の報いだ」と。ベルリンからウッチへの「疎開輸送」に続いて、42年1月末までに9回、ウッチ、ミンスク、コヴノ、リガへの輸送が行われた。この1月、何週間か国防軍が輸送キャパシティを作り出そうと努力したが無駄で、輸送は停止された。「さしあたり」停止となった。その理由は、「東部戦線の41年11月末以降の劇的な状態」にあった⁽⁷⁵⁾。

ともあれ、41年12月5日(ギルバートでは付近の村のユダヤ人を使った実験が11月中で、最初の計画的な作戦が12月8日)、ガス自動車が増設して待っているクルムホーフ(ヘウムノ)絶滅収容所に、最初のユダヤ人の「自動車輸送⁽⁷⁶⁾」(後からは鉄道で近くの駅まで移送)が行われたことである。ついで42年1月16日から29日の間に、リッツマンシュタット(ウッチ)・ゲッターの特別街区に閉じこめられていた5000人のジブシーが、ヘウムノ(クルムホーフ)に連行され(一輸送隊の規模は800名位)、ガス自動車で殺された⁽⁷⁷⁾。

バルバロッサ指令の最終的失敗が明らかになる時点、すなわち「電撃戦で蹂躪せよ」という指令目標が達成されず、さらに10月2日に再開したモスクワ攻撃が

うまくいかず、北方、南方でも手痛い打撃を受け、越冬、長期戦化が歴然必至となった10月後半、雨とぬかるみの季節の到来、ついで、「冬の危機」への突入の時点、そうした時点は同時にシベリアへの、あるいは広く東方へのユダヤ人追放可能性を最終的に消滅させる時点だった。だがそのような軍事情勢はヒトラー、ヒムラー、ゲーリング、ゲッベルスなどに、むしろ報復の熱情をもたらし、それを正当化した。何十万ものドイツ兵士の損害、ハルダーの日記によれば、11月26日までの「東部軍の損失総計は(病人は除外)将兵74万3112人で、320万の総兵力の23パーセント」⁽⁷⁸⁾、このドイツ兵士の死者・行方不明の累積。この所与の条件の中で、収容所に連れてきたユダヤ人を「安楽死」させることがヒムラー、ハイドリヒ、アイヒマンの具体的に命令するところとなったとみるべきであろう。その段階になれば、ヒトラーは折りに触れてユダヤ人を抹殺しなければならないとヒムラー、ゲーリング、フランクなどに語っていたのではないだろうか。その点は栗原氏の採用している彼らの発言にもうかがわれる。拙著『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942』同文館、1994年の基本的見地は、このようにホロコーストを第三帝国の占領政策、東方大帝国建設政策とそのための戦争政策、戦局の展開、その戦争政策の挫折・敗退過程・被害の増大・軍事的政治的危機の増大の総体的プロセスに位置づけることにある。その現実の政治=戦争力学の解明こそ詳細になされるべきだというのが私の方法的立場である⁽⁷⁹⁾。そして、一つ一つの殺戮に関して、出来るだけ具体的に全体状況を確認していく作業が必要だと思っている。

4. 「冬の危機」・真珠湾攻撃・世界大戦化とユダヤ人虐殺

総統ヒトラー、親衛隊ライヒスフューラー最高指導者・ドイツ警察長官・民族強化ライヒ委員ヒムラー、治安警察・親衛隊保安部長官ハイドリヒ、総督府長官フランク、これらにとって非戦闘地域・民政統治下のユダヤ人の「安楽死」形式での絶滅政策が必然となったのはまさに「冬の危機」とともにといわなければならない。もちろんこの「冬の危機」自体は、彼らの洞察力の外にあった敵国と占領下の民衆の反撃・抵抗も含めて、彼らの思想と政策の全体—民族帝国主義の原理的破産が現実化した—がもたらしたものに他ならない。

ヒトラーは「最終解決の段階的遂行を希望していた」というのがクラウスニツクの見方である。後の結果をすべて見通し計画した上での最終結果への「段階的」という意味ではなく、現実の情勢に対応した基本戦略の段階的実行という意味

で首肯できる。また「絶滅命令」だったのではなく「希望」とする点も、実際にヒムラーが各種の指令においてこの言葉を使用した点からも、さらにヒトラー独裁体制の内的構造を掴むキーワードとしても説得的である。それでは、具体的にいつの時点で収容所への連行とそこでの「安楽死」抹殺が明確な決定となったのか。リッツマンシュタット（ウッチ）・ゲッターからクルムホーフ（ヘウムノ）収容所への連行と抹殺に関しては、先にも見たように41年10月中旬から11月中であろう。その前提は、9月5日のヒトラーのモスクワ攻撃再開決断・準備命令があろう。ヒトラーはその心理的高揚の中でヒムラーに対して、「出来るだけ早く西から東に向かってユダヤ人を一掃して、旧ライヒとプロテクトラートがユダヤ人から解放されるよう希望」した⁽⁶⁰⁾。まずは一番の足元をきれいにすることがヒトラーの「希望」だった。さらに次にはドイツ名リッツマンシュタットを中心とするヴァルテガウはドイツ・ライヒに編入した地として、ユダヤ人を一掃する最初の地域とならなければならなかった。総督府の200万から300万人の大量のユダヤ人の一掃をこの時点で「希望」するのが困難なことはヒトラーにも見えていた。だから、今年のうちにはひとまず旧ライヒとプロテクトラートをという地域限定の「希望」だったのだろう。

事情を汲み取ったヒトラーの限定的「希望」ならば、それこそ万難を排して断固としてやるのが信頼厚い部下、親衛隊の長官ではないのか。また、そのような限定的な「希望」さえも、実行不可能ですといわなければならないような権力状況にあったのか。西ヨーロッパから北欧にかけての全域を占領下においた帝国ならば、託された課題を立派にやり遂げなければならなかっただろう。ヒムラーはこのようなヒトラーの「希望」を受けて、「さしあたり先ず第一段階として、2年前に新しくライヒに帰属した東部地域」、すなわちヴァルテガウに移送し、「来年の春、さらに東に送ろう」と努力するのだった⁽⁶¹⁾。このような文脈で見ると、リッツマンシュタット（ウッチ）の部下に対する先述の激怒は理解できる。そして、この激怒が結局は現実のウッチ・ゲッターの諸困難にぶつかったものであった以上、課題の解決は彼らにとってヘウムノにおける「安楽死」作戦、そこに送り込めないもののリガ、ミンスクへの移送と射殺しかなかったということだろう。10月中旬から下旬がウッチ・ゲッターの住民、およびそこにライヒ各地域から送り込まれてくるユダヤ人の運命の分かれ目だったろう。ヒムラーは41年10月23日の回状でドイツのユダヤ人の海外への移住を即刻禁止とした。「積極的なライヒの利益」を証明出来る特別の場合を除き—そんな例は実際にはほとんどない—、「疎開措置」、すなわち東方移送にのみ限定した⁽⁶²⁾。

10月中旬まではまだ総督フランクがユダヤ人の東方占領地への移送を可能と考え、東方占領地域大臣ローゼンベルクに打診していた事実を重く見たい。栗原氏はそれをフランクやローゼンベルクという最高幹部にさえも絶滅決定が知らされていなかったからだとするが、フランクの業務日誌が示すように、ローゼンベルクに移送可能性を問いただしたのは10月13日で、それはモスクワ攻撃再開後わずか10日ほどのことだった。フランクが今一度、モスクワ陥落とユダヤ人東方移送の可能性を考え、模索してもおかしくない。今日のわれわれの目からすれば奇妙に見えるかもしれないが、ヒトラー、そしてその情勢判断を信じるヒムラー、ゲッベルスなどとドイツ軍首脳部(ハルダー、ルントシュテットなどは別として)は10月中旬までは冬の到来前のソ連崩壊を目指していた。9月にはいってモスクワ攻撃再開を命じ、「1週間か10日間のうちに中央戦線で進発を開始せよ」と最高司令官ヒトラーはいった。ハルダーは「不可能だ」と日記の中で叫んだ⁽⁸³⁾。

10月2日、モスクワへの大攻勢・暗号名「台風」作戦が始まった。シャイラーの見るとそれは「ナチの独裁者の誇大妄想」によるものであったろう。結果から見れば、また現実の力関係からして、その攻撃再開は「あまりにも遅すぎた」。無理に無理を重ねた強行準備の上、攻撃を開始したが、その作戦はソ連の首都を冬の到来までに奪取せんとするものだった。それだけでは不十分で、北方のフォン・レーブ元帥に同時にレニングラードを占領し、北上してフィンランド軍と合流して進撃を続け、ムルマンスク鉄道を切断せよと命令していた。さらにまた同時にルントシュテットに対しては黒海沿岸を掃蕩し、ロストフを奪取し、マイコープの油田を押さえてヴォルガ沿いにスターリングラードに進撃すること、スターリン国家指導部・モスクワとカフカース油田地帯との切断を命じた⁽⁸⁴⁾。

なお冬の到来前にソ連を圧伏する計画だったのである。そのような熱狂に感染し共鳴する人々にとって、私の見るところではフランクはそうであったと思うが、計画としてのユダヤ人の東方移送を放棄するなどということはありえなかっただろう。ロシアと総督府にユダヤ人を移送するなどということが当面の現実問題としては厳しく不可能でも一また、全体を見通せる現在の目からすれば不思議でも一、すくなくとも41年10月中旬までは戦勝後の移送可能性を残した発想・政策論議でなければ、ヒトラーの戦争指導を信用せず、否定するものではなかっただろうか。

ウィリアム・シャイラーが豊富な一次史料を使って活写した『第三帝国の興亡』でつとに指摘したところであるが、ナポレオンの軍隊のように総崩れにならないで、ドイツ大軍が41年の「冬の危機」を持ちこたえ得た一つの重要な要因がヒト

ラーの断固たる意志、「現在の位置にとどまれ、これ以上の退却は許さない」と危険を無視してがんばれと命令する、その「偏狭ぶり」であった⁽⁶⁵⁾。また多くの将軍に西部での電撃戦勝利の余韻がのこっていたこともあるだろう。だが、総統大本営におけるその熱狂的叱咤激励の雰囲気と共にするヒムラー、ハイドリヒ、あるいはフランクの意識構造を考えると、彼らが抱える難問、すなわち軍備増強・軍需経済再構築・大量動員・労働力調達・食糧確保・治安維持・対ソ前線への結節点・動脈としての総督府の位置など総体的諸条件からして、同時に、ポーランド、総督府のユダヤ人の運命が決まるとみななければならない。ヒムラーが、後にラインハルト作戦と呼ばれることになるポーランド総督府のユダヤ人の「安楽死」抹殺の準備をルブリン地区親衛隊警察指導者グロボチュニクに命じたのは、まさに「41年10月から11月」のことだった⁽⁶⁶⁾。ベウゼッツの抹殺収容所建設が始まったのは、「およそ11月1日」だった。建設作業には最初ベウゼッツのポーランド人が、その後は近隣諸都市のユダヤ人が使われた。収容所建設と運営に携わったクリスチャン・ヴィルトをはじめ、ほとんどのドイツ人が「安楽死」作戦に参加していたものだった。実際の「安楽死」ガス殺が始まったのは、先に触れたように42年3月で、3月中旬から4月中旬までに総数8万人がここで殺された⁽⁶⁷⁾。ヒムラーはヴィルト派遣にあたって部隊員に沈黙を宣誓させ、「超人的非人間的なこと」が「フューラーの命令」だといった⁽⁶⁸⁾。

41年11末頃までには、ハルダー、グデアマン、ブルメントリットその他の将軍の対ソ前線報告が「絶望的なもの」に変わっていた。それは戦場にある下級将校や軍隊に広がって行った。あるいはそこから芽生え、広がり、軍上層まで浸透した。独ソの巨大な軍隊の対峙する戦線のはるか後方で最初のバルチザン部隊が姿を見せはじめた。今や7月をはじめのスターリン・ソ連国家指導部の呼びかけは大きく実を結びつつあった。この後方地域の治安秩序の維持・警察的課題はヒムラーの職務であった。バルチザンの跋扈、治安情勢の悪化はヒムラーの職務遂行、その責任と能力を問題にするものだった。ハルダーは11月30日の日記に、「総統のこの上ない興奮」と記した。ドイツ陸軍最先任将校レントシュテット元帥のロストフからミウスへの退却が原因であり、ヒトラーはブラウヒッチュを呼び付け、難詰し、罵倒した⁽⁶⁹⁾。軍事的危機は、その一步ごとに指導部の内紛・あつれきを引き起こす。ソ連の抵抗、その軍の反撃と民衆の抵抗のたかまりがもたらす危機こそが底辺から頂点にいたるナチ体制の亀裂を増やし、拡大する。

「冬の危機」に伴う体制内部の亀裂の拡大を防ぎ、体制をうち固め直すには、それぞれの分野で対抗措置を取らなければならない。41年12月16日、総督府長官

フランクは、総督府の食糧事情の決定的悪化を背景に、「ユダヤ人はわれわれにとっても異常に害の大きい大食漢だ。総督府には推定250万人もいる」といった⁹⁰⁾。「ユダヤ人問題最終解決」を議題にしたハイドリヒ主催のヴァンゼー会議（42年1月20日）で提出された統計によれば、総督府には228万4000人のユダヤ人がいた⁹¹⁾。ポーランド総督府のユダヤ人はそれから約1年後の43年1月末頃までに約200万人が抹殺された。すなわち、親衛隊ライヒ指導者個人参謀部の業務日誌（43年3月28日）によれば、総督府に「まだ残っているのは約30万人から40万人」だった⁹²⁾。労働ユダヤ人は軍需経済の必要性から直接的には抹殺できなかったからであり、大局的には労働酷使を通じて「自然淘汰」（ヴァンゼー会議議事録の用語）を行った。それは43年1月から44年1月までの一年間についてみれば、約20万人から30万人だった。すなわち、44年1月25日の総督府長官フランクの業務日誌は、「総督府に目下まだ残っているユダヤ人はなお10万人いる」としていたからである⁹³⁾。42年の1年間にポーランド総督府の200万人ほどのユダヤ人が抹殺されたのは独ソ戦の展開、第一段階としての「冬の危機」、その過程で勃発した日米開戦、文字どおりの世界大戦化、これを踏まえた第二段階、スターリングラード攻撃を軸とする42年の総攻撃がナチ国家指導部に奮い起こした熱情と彼らに課した難問を把握したときのみ、歴史的理解が可能となる。人の命の軽さは闘いの巨大さ・激しさとの関数関係ではないか。

スロヴァキアのユダヤ人虐殺もナチ国家の42年夏の攻勢・その必死の準備と関連させるとき、歴史的理解が可能となる。「冬の危機」後の労働力不足に余儀なくされて、スロヴァキア政府と協定して、42年春、約1万7000人のユダヤ人を労働力としてポーランドに連行した。家族の働き手、労働力だけを連行されたユダヤ人家族は生存の基盤を失う。スロヴァキア政府はユダヤ人家族もポーランドに送り出してしまいたい。だから、その申し入れをする。ライヒ保安本部第IV局ユダヤ人移送課のアイヒマン課長は当初それを拒否する。だが断りきれずに42年5月、プラティスラヴァに自ら赴き、スロヴァキア政府責任者（首相、担当大臣など）と折衝する。結局、家族を引き取ることにし、連行したユダヤ人をポーランドのゲットーで「人間的に、かつ丁重に」処遇することを約束する。それがスロヴァキア政府の要請だったからである。スロヴァキア側は、特にキリスト教を受け入れたユダヤ人にそれ相応の便宜を図ることを求めた。ともあれ、この保証によって、家族約3万5000人がポーランドに運ばれた。スロヴァキア政府は「丁重に」扱われているか視察団を送ろうとした。アイヒマンは最初一度逃げ口上をいった。7月末から8月初め、スロヴァキア政府の要請はしつこかった。外国で「す

すべてのユダヤ人が根絶される」との噂が流れたことも、その背景にあった。スロヴァキア政府に対するローマ法王の介入もありえた。ユダヤ人抹殺の噂がドイツの名望を失わせると危惧したライヒ保安本部第IV局A課の課長ヴィスリツェニーも、視察団受け入れをアイヒマンに進言した。長い議論の後、アイヒマンはいかなる事情があっても許可できないといった。なぜかとのヴィスリツェニーの問いに、「このユダヤ人は大部分もはや生存していない」といった⁹⁴。非労働力の、ドイツ軍事経済にとって厄介者となるユダヤ人がまずは抹殺されたのである。ここではユダヤ人労働力調達とユダヤ人虐殺が表裏の関係にある。ユダヤ人の労働力さえも調達しなければならなかったドイツ軍需経済の危機が虐殺の推進要因となる。ゴールドハーゲン流の「普通のドイツ人の特殊なユダヤ人憎悪」がその推進力ではない。

だが、労働力調達・厄介者家族の抹殺という関連ならば、ユダヤ人ではなくて、ポーランド人にたいしても、単なる論理からすればありうることである。しかし、ポーランド人は総督府社会のマジョリティである。長期的な遠大な計画においてポーランド人さえも排除することが意図されたとしても、当面、マジョリティの統合なくして、ドイツの占領支配、ドイツの戦時経済の運営は不可能である。そのマジョリティとしてのポーランド人、あるいは、それぞれの占領地域のマジョリティとしてのリトアニア人、エストニア人、ラトヴィア人、白ロシア人、ウクライナ人、これらの統合条件が劣悪化する。この現実の圧力が42年に入ってアメリカ合衆国が連合国として正面きって参戦する中で決定的に強まる。大西洋戦線、北アフリカ戦線への軍事力増強は、東部戦線、対ソ前線への力を必然的に削減せざるをえなくする。この緊張関係・状況圧力のもとでユダヤ人がポーランド、広くはソ連・東欧社会のマイノリティであったこと、これが虐殺の論理のもう一つの内在的構造的な構成要素である。

42年4月14日のフランク業務日誌は、ポーランド民衆へのドイツ側の「宣伝による感化の困難」を記している。他方で、非合法のポーランド語の新聞やピラが民衆の中に浸透していることを確認している。このような宣伝上のせめぎあいの中でポーランド民衆の気持ちを捉えるためには、「単なるニュース報道を越えた」ポーランド語の新聞を認めざるを得ない。それは、「ポーランド人のためではなく、われわれにもっとも固有の利益のため」である。総督府が、「大ドイツ空間のなかの一種の保護地域であるかのよう」に見せかけなければならなかった。「1600万のポーランド人に、1600万発の頸部射撃^{ネックシューツ}を打ち込んでポーランド問題を解決する」といったやり方で闘争を片づけることは出来ない。ポーランド人が生きるかぎ

り、彼らはわれわれのために働かなければならず、われわれによって労働過程に組み込まなければならぬ」のであった⁽⁹⁵⁾。

42年8月中旬、ナチ党の総督府の政治指導者活動会議の結語で長官フランクは次のように言う。ナチ党の主たる任務はライヒドイツ人、民族ドイツ人を「保護し世話すること」である。ポーランド人に対しては、状況は「独特」である。総督府はいずれ何十年かすれば、「純然たるドイツ人定住地」としなければならないが、「戦争中はポーランド人の労働が頼り」である。そして、占領下のマジョリティの民衆を統合するためには、分断統治が武器となる。「ドイツ政治の利益のために」、ポーランド人とウクライナ人の間の緊張関係は維持したままにしなければならない。だが、ユダヤ人に対しては、「同情の余地はない」。何故なら、ユダヤ人が「戦争を始めた」からだ、と⁽⁹⁶⁾。分断策は、ユダヤ人排除の論理の上で行われる。ここに具体的表現が見られるように、ユダヤ人の責任は東欧地域全体に、しかし開戦責任ということではヨーロッパ全域に拡大適用される。この巨大な罪との関係で罰としての殺戮を位置づけることになる。フランク流に「罪と罰」とのバランスを取っていること、その正当化意識を直視しなければならない。「ヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終解決」は、開戦責任、したがって戦争責任をユダヤ人に押し付ける論理から、戦争の苦境が深刻になればなるほど、拍車をかけられる。

しかし、いくら分断統治の策を弄しても、ポーランド人の経済生活・家族生活はある限度を超えて労働力をライヒに割こうとはしない。フランクが労働配置総監ザウケルにたいして42年8月18日にいったように、労働力掌握のために「警察力を投入」せざるをえなくなっていた。ザウケルも総督府からの労働力調達、ライヒへの労働配置が「可能性の限界に達している」として、ヒトラーに対しこれ以上の割り当てを課すことに懸念を表明せざるを得なかった⁽⁹⁷⁾。

もっとポーランド人を引き付けるためには、警察力によるだけではなくて、ライヒで「けなげに義務を果たしているものを丁重に」取り扱う必要があった。労働者募集にあたってブラカードなどに工夫をすること、「公正さに敏感な」異民族の感情を害しないように募集宣伝上で配慮した。それは実質負担のないことだっただけに、ザウケルもフランクも一致して推進しようとした。ただ、そこにも越えられない一線を引いた。すなわち「ドイツ人との懸隔を維持する」との原則である⁽⁹⁸⁾。「公正さ」をいかに演出しようとしても、この原則自体が原理的に矛盾を孕んでいた。排外的民族主義が抑圧している民族を統合し味方につけなければならないという原理的矛盾である。

スターリングラードへの攻勢、総じて42年夏の東方総攻勢にドイツ国民を奮い立たせるためには、第一次大戦の飢餓状態に苦しんだ経験、その経験を持つ民衆、その厭戦気分から反戦への心理的経路を身近に知っていた生身の体験を持つヒトラー、ヒムラー、ゲーリング、フランクなどナチ最高指導者にとっては、食糧確保が絶対的必要である。だが、ポーランド、ウクライナなどの穀倉地帯が戦時下に置かれるとき、さらには、ドイツ軍の総動員によって占領下から大量の農業労働者をドイツに連行することで穀倉地帯の農業労働力が不足するとき、問題は深刻となる。戦争はこの戦争に巻き込まれた全地域の再生産構造を破壊する。また戦時下の生産は人間生活を豊かにするためではなく、敵を破壊するためのものとなる。人間の生命を維持する条件は、戦時下の全地域において戦争の激しさに応じて総体的に悪化する。戦争による農業生産減退・農業地帯破壊の現実は、その過酷な解決を必然化し、絶対命令とする。ソ連占領政策を立案するドイツ国防軍は、41年3月時点での作戦計画が示すように、戦場となるソ連地域で何百万もの餓死者が出ることは当初から計算済みであった。

後方地域、民政地域における治安秩序に責任を持つドイツ警察長官・親衛隊最高指導者ヒムラーとその部下、親衛隊・警察当局は、自分たちの管轄領域を拡大することで問題を解決しようとする。それは総督府においても官庁間のあつれきとして、管轄と責任をめぐる争いとして、一言でいえばヒムラー対フランクの対立として顕在化する。ここにもまた亀裂が入り、大きくなる。42年8月下旬の調整会議で、ヒトラーがヒムラー同席の場で総督の側について、親衛隊・警察の権限拡大に「しだいに批判的になった」としても、亀裂の根源がなくなったわけではない⁽⁹⁹⁾。

むしろ、それは深刻になる。42年8月初め、ヒトラーとゲーリングは会談し、占領地域をドイツ戦争経済にもっと強く組み込むこと、特に占領地の食糧割り当てを増やすことを決定した。支配下のヨーロッパ全域の個別地域への供出割り当てのような問題はその後のものであり、基本的方針はヒトラー・ゲーリング会談で決まったのである。パルチザン殲滅作戦を指令するヒトラー指令第46号「東部における強盗団との闘争強化のための指針」が発令されたのは、42年8月18日であった。特別の総統指令を出さざるを得ないほど危機的になっていたということである。指令においてはスターリンが呼びかけたパルチザンという正統的呼称はさけて、「強盗団」を使う。その冒頭に言う。東部における「強盗団」の出没が、「最近数ヶ月、もはや堪えられないほど」増加したと。そして、前線への補給と現地の経済的利用のために「深刻な危険」となったと。また、その政治

的指針においては、「強盗団の絶滅」のための前提条件は、住民の「生存ミニマムの確保」だとしている。一般民衆の生活の最低限の保証なくしてはバルチザンを根絶できないことを認めている⁽¹⁰⁰⁾。現実には、占領下の民衆がまさにその生活のミニマムさえも犯され、全体状況の深刻化がバルチザン増大を引き起こしている。この政治指針の実行が難題であることは言うまでもない。

42年8月6日、ゲーリングと占領地の民政・軍政当局者との会談が行われた⁽¹⁰¹⁾。ゲーリングによれば、彼のもとにはドイツ帝国の食糧事情の「破滅的な展開」について全国から報告が寄せられていた。警察、ならびにガウライター管区指導者の「すべての信頼すべき報告」によれば、ドイツ帝国の食糧事情の抜本的改善がなければ、「近いうちにもっともひどい健康上の損害を、特にドイツ人の労働している人々が被る」状況だった。

42年8月22日のクラカウの総督府会議には、総督府の食糧農業本部長ナウマンがベルリンでバッケ次官と会談した報告とともに、ライヒ元帥ゲーリングの総督宛書簡が披露される。「ライヒの緊急需要」のため、総督府は総督府内の国防軍への供給を含めてパン用穀物だけで70万トンを出すようにという命令である。総督府の当局者にとって、飼料穀物、肉、砂糖などへの「ものすごい供出要求と合わさって」、総督府の食糧計画の「完全な転換」を求めるものだった。フランクはナウマンの提案を採用する。すなわち、総督府の異民族住民への割り当てを削減し、ライヒへの供出を約20%引き上げることである。いかなる事情があっても、最大の犠牲があっても、ライヒの要請に応えるというのがフランクの「意志」だった。なぜなら、「ドイツ民族が飢餓に陥る前に、総督府の異民族住民が戦争の食糧負担を担うべき」だったからである⁽¹⁰²⁾。

以上の決定の「甚大な重要性」のために、フランクは8月24日に閣議を開催することにした。フランクは、「故国の負担軽減のため、統治に駐留している国防軍、警察、親衛隊のため」の20万トンに加えて、祖国に送る50万トンが必要だとした。その量は、「前年と比較してみれば6倍」にもなるものだった。それを達成するために、「もっぱら異民族住民の負担に」することがフランクの決定だった。その結論は、「氷のように冷たく、一切の同情なしに」引き出されなければならなかった。「なぜなら、占領した東部地域、すなわちウクライナやオストラントなどが故国の負担軽減のために取るに足るなんらかの貢献を幾分でもできるような状態になっていないだけに、総督府の貢献が今年それだけ必要になるからである」と⁽¹⁰³⁾。総督府の負担は、まさにここに明瞭に指摘されているように、オストラント、ウクライナなど占領地の状態—それを一言で概括する現象を言えば、バル

チザンの出沒増加・パルチザン戦争激化によるのであった。栗原氏は同じ会議の議事録を利用しながら⁽¹⁰⁴⁾、この決定的に重要な箇所については触れていない。第二部のユダヤ人絶滅政策の実行過程の分析を「おもにポーランドに絞って」行ったことがその原因であろう。だが、ポーランドの現象はオストラント、ウクライナの現象と関連して始めて内在的に理解できるのではなからうか。この点、紙幅の関係で詳しく見ることが出来ないが、一言だけしておけば、白ロシア・ウクライナにおけるパルチザンの出沒、パルチザン戦争の激化は、ヨーロッパ全域にわたる戦争経済計画と調整期間としての4年計画庁にとっても、重大な関心事であって、その全状況を把握するための軍の報告書などが4カ年計画庁文書に多数含まれている⁽¹⁰⁵⁾。ホロコースト理解のためのその内容紹介は別の機会にしたい。

むすびにかえて

大戦末期のドイツ人民衆のいわゆる「麻痺」を考えていくとき、体制の多様な担い手の人間性の「麻痺」についても深く考えてみなければならないことに気づかされる。それは第一次世界大戦の煉獄の中で鍛え上げられた民族主義の熱情・世界観だった。ブラウニングが指摘するような警察予備大隊の隊員たちの意識摩耗、殺戮作戦の体験を積むたびに「殺戮に対する感覚がますます鈍くなる事態」も⁽¹⁰⁶⁾、ヒトラー、ヒムラーたち体制のエリートたちの民族主義的人間性麻痺も、同時に見ていかなければならない。ひとたび思考の枠組みが出来上がってれば、現実はその思考の枠組みで理解され正当化される。41年1月31日、ゲッベルスは日記にボウラー(Bouhler)と、精神病者の「暗黙のうちの抹殺」(stillschweigende Liquidierung)について話したことを記す。「8万人が終わった。まだ6万人片づけなければならない。これは過酷な仕事だ。だが必要な仕事だ。しかも今こそ遂行されなければならない。ボウラーこそまさにその最適の男だ」と⁽¹⁰⁷⁾。このような思考の流れと枠組みが具体的な状況で発現すること、その無限の連鎖としてホロコーストの過程があるように思われる。

栗原氏の最新の業績に刺激を受け、丹念に検討しながら、ホロコースト問題を再検討したため、すでに大幅に許容枚数を越えてしまった。指摘した疑問点には筆者の歴史現象の理解不足、史料解釈や史料渉獵の不十分さによるものもあろう。まだまだ論じていない疑問点、検討すべき問題点はたくさんある。ここではそのごく一部に言及しえたに過ぎない。本稿で取り上げられなかった論点を含め、ホロコーストの展開に関しては別に機会を改めて、さらに実証的検討を進めたい。

(注)

- (1) 大石紀一郎「ゴールドハーゲン論争と現代ドイツの政治文化」『ドイツ研究』24, 1997年、佐藤健生「ホロコーストと『普通の』ドイツ人」『思想』877, 1997年7月、西川正雄「普通の人びとの戦争責任－『ゴールドハーゲン論争』に寄せて」同『現代史の読みかた』平凡社、1997年。
- (2) Raul Hilberg, "Le Phénomène Goldhagen", *Les Temps Modernes*, no.592 (Feb.-Mar.1997); The Goldhagen Phenomenon, *Critical Inquiry* 23 (Summer 1997).
- (3) Ibid., p. 725.
- (4) 「ゴールドハーゲン、史料手品師か」というシュピーゲル誌の記事タイトルは、ニューヨーク市立大学パレスチナ専門研究者フィンケルシュタインの50ページの長大なゴールドハーゲン批判論文を紹介する記事につけられたものである。Goldhagen – ein Quellentrickser, *Der Spiegel*, 33/1997, S. 156.
- (5) Goldhagen klagt gegen Wissenschaftler, <http://www.zdf.msnbc.de/news/5496.asp>
- (6) Ibid.
- (7) Ibid.
- (8) Christopher Browning, *Ordinary Men: reserve Police Bataillon 101 and the Final solution in Poland*, New York 1992; *Ganz normale Männer: das Reserve-Polizeibataillon 101 und die 《Endlösung》 in Polen*, Hamburg 1993. クリストファー・ブラウニング著 谷喬夫訳『普通の人びと－ホロコーストと第101警察予備大隊』筑摩書房、1997年。以下の引用は邦訳も参照しつつ、ドイツ語訳による。
- (9) Browning(1993), S.16. 邦訳、8ページ。
- (10) Ibid., S.21. 同上、15ページ。
- (11) 拙稿「ゲシュタポ報告に見る国家敵対的の事件の諸相－1941年夏－」『経済学季報(立正大学)』第43巻第1号、1993年9月、「独ソ戦勃発初期ライヒと占領地の『平穏』と『不穏』の重層構造－(国家警察的重要事件通報)が示す治安状況－」(1)(2)、同第43巻第2号、第3号、1993年10月、「『冬の危機』・総力戦への転換と占領地の治安秩序」(1)(2)、同第43巻第4号、第44巻第1号、1993年11月、1994年9月などを参照されたい。
- (12) Browning(1993), S.63. 邦訳、63ページ。
- (13) Ibid., S.47. 同上、44ページ。
- (14) Ibid., S.88. 同上、91ページ。
- (15) この点、ブラウニングも、何回か指摘している。強制移送作業、ゲッター防衛との関連で、Ibid., S.134, 145. 同上、145、160ページ。
- (16) Ibid., S.139f. 同上、152-154ページ。
- (17) Ibid., S.157. 同上、173-174ページ。
- (18) Ibid., S.167f. 同上、184-185ページ。
- (19) Ibid., S.195. 同上、219ページ。
- (20) Ibid., S.209. 同上、234ページ
- (21) ラウル・ヒルバーク著望田幸男・原田一美・井上茂子訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶

- 滅」、柏倉房、1997年。
- (22) ヒルバーク(1997)、50ページ。
- (23) Dienstagebuch, 1.8.1942, in: *Das Dienstagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen 1939-1945*, hrsg. v. Werner Präg/Wolfgang Jacobmeyer, Stuttgart 1975, S. 533.
- (24) ヒルバーク(1997)、56ページ。
- (25) 拙稿のタイトル、たとえば「ホロコーストと現代史研究—ドイツ第三帝国の戦争政策の展開とホロコースト」「戦争責任研究」第8号、1995年6月、「ホロコーストとアウシュヴィッツの真実—第三帝国の戦争政策の展開とユダヤ人大量虐殺」「経済学季報(立正大学)」第45巻第2号、1995年12月。
- (26) 栗原優「ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—」ミネルヴァ書房、1997年、105ページ。
- (27) Rede Stalins vom 3. Juli 1941, in: *Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals under Control Council Law No. 10(=TWIC)*, Vol.IV, 365f.
- (28) 注(1)の拙稿。
- (29) Rudolf Höss, in: *Enzyklopädie des Holocaust. Die Verfolgung und Ermordung der europäischen Juden*, hrsg. v. E. Jäckel/P.Longerich/J.H.Schoeps, S.626.
- (30) Götz Aly, *Endlösung: Völkerschiebung und der Mord an den europäischen Juden*, Frankfurt a.M. 1995, S. 391.
- (31) 「ヒトラーのテーブル・トーク 1941-1944」上・下、ヒュー・トレヴァー=ローバー解説・吉田八峯訳、三交社、1994年。
- (32) Aktion Reinhard, in: *Enzyklopädie des Holocaust*, S. 14.
- (33) 栗原(1997)、92ページ。
- (34) G. Aly(1995), S. 294.
- (35) 若干の例として、拙稿「第三帝国のフランス占領とドイツ経済界」井上・木畑・芝・永峯・矢野著「1939 ドイツ第三帝国と第二次世界大戦」同文館、1989年、「第三帝国のポーランド占領政策とイ・ゲ・ファルベン」『経済学季報(立正大学)」第35巻第1号など。
- (36) G. Aly(1995), 294.
- (37) 栗原(1997)、39ページ。
- (38) G. Aly(1995), S. 270.
- (39) Ibid., S. 271.
- (40) 栗原(1997)、6ページ。
- (41) 同書、92-95ページ。
- (42) 同書、97ページ。
- (43) 同上。「遅くとも1941年8月15日以前にはユダヤ人絶滅命令が下されていたのではないかと考えている」。同書、103ページには、「ヒトラーとナチ党首脳のユダヤ人絶滅政策の決定は、おそらく、1941年8月前半に行われたのではないだろうか」。
- (44) 最近、村瀬氏は栗原氏の説を紹介し基本的に承認している。ヒトラーの「絶滅命令」な

- るものの発令の日付に関しても、なぜ「7月31日以前」ではなくて、「8月前半」なのかについて何の批判的論評も加えていない。村瀬興雄「ナチズム研究上の諸問題—ユダヤ人絶滅政策を中心として—」『現代史研究』43、1997年12月。
- (45) Wolfgang Scheffler, Chelmino, Sobibór, Belzec und Majdanek, in: *Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg*, hrsg. v. Eberhard Jäckel/Jürgen Rohwer, Stuttgart 1985, S. 146f.
- (46) Ibid., S. 149.
- (47) *Enzyklopädie des Holocaust*, S.1427f.
- (48) マーチン・ギルバート著滝川義人訳『ホロコースト歴史地図 1918-1948』東洋書林、1995年、83ページ。
- (49) Martin Broszat (Hrsg.), *Kommandant in Auschwitz. Autobiographische Aufzeichnungen des Rudolf Höß*, 1963, S. 157. 片岡啓治訳「アウシュヴィッツ収容所—所長ルドルフ・ヘスの告白遺録」サイマル出版会、1972年、183ページ。
- (50) *Auschwitz*, in: *Enzyklopädie des Holocaust*, S. 108f.
- (51) Eugen Kogon/Hermann Langbein/Adalbert Rückerl u.a. (Hrsg.), *Nationalsozialistische Massentötungen durch Giftgas: Eine Dokumentation*, Frankfurt a. M. 1983, S.120f.,132, 157f., 161, 165, 175, 206, 250.
- (52) Jean-Claude Pressac, "The Machinery of Mass Murder at Aurschwitz", in: *Anatomy of the Auschwitz Death Camp*, ed. by Yisael Gutman/Michael Berenbaum, Bloomington 1994, pp. 216-219; Franciszek Piper, "Gas Chambers and Crematoria", in: Ibid., p.165.
- (53) Raul Hillberg, Wehrmacht und Judenvernichtung, in: Walter Manoschek (Hrsg.), *Die Wehrmacht Im Rassenkrieg: der Vernichtungskrieg hinter der Front*, Wien 1996, S. 24.
- (54) 栗原(1997)、97、99ページ。
- (55) Brief des Chefs der Zivilverwaltung in Serbien, Turner an den SS-Gruppenführer Hildebrandt, 17.10.1941, in: Peter Longerich (Hrsg.), *Die Ermordung der europäischen Juden. Eine umfassende Dokumentation des Holocaust 1941-1945*, München 1989, S. 287.
- (56) Tätigkeitsberichte 1. SS-Brigade:) Sauberungsaktionen (, 30.7.- 10.8.1941, in: P. Longerich (Hrsg.) (1989), S. 131.
- (57) Gaswagen, in: *Enzyklopädie des Holocaust*, S. 506.
- (58) Befehl des Bevollmächtigten Kommandierenden Generals in Serbien, Böhme, 4.10.1941, in: P. Longerich (Hrsg.) (1989), S. 287.
- (59) Christopher R. Browning, Dämonisierung erklärt nichts, in: Julius H.Schoeps (Hrsg.), *Ein Volk von Mördern?*, Hamburg 1996, S. 122.
- (60) 栗原(1997)、92—94ページ。
- (61) William L. Shirer, *The Rise and Fall of the Third Reich: a History of Nazi Germany*, New York 1960, p. 855 (ウィリアム・シャイラー著井上勇訳『第三帝国の興亡 4』東京創元新社、1961年、224ページ)

- 62) Erhard Roy Wiehn (Hrsg.), *Die Schoah von Babij Jar: das Massaker deutscher Sonderkommandos an der jüdischen Bevölkerung von Kiew 1941. Fünfzig Jahre danach zum Gedenken*, Konstanz 1991, S. 663ff.
- 63) Ereignismeldungen UdSSR des Chefs der Sicherheitspolizei und des SD Nr.101. u. 106, 2. 10. u. 7. 10. 1941, in: P. Longerich (Hrsg.), op. cit., S. 121
- 64) G. Aly (1995), S. 327ff.
- 65) Aktenvermerk des Leiters des SD-Abschnitts Posen Höppner, 16.7.1941, in: P. Longerich (Hrsg.), op. cit., S. 74f.
- 66) 栗原 (1997)、100ページ。
- 67) Schreiben Himmlers an den Cef des Wehrwirtschafts- und Rüstungsamtes im OKW, General Thomas, 10. 1941, Eichmann-Prozeß, Beweisdokument (IfZ) 1546.
- 68) Schreiben von Thomas an Himmler, 11.Okt.1941, Eichmann-Prozeß, Beweisdokument (IfZ) 1545.
- 69) Schreiben Himmlers an Thomas, Eichmann-Prozeß, Beweisdokument (IfZ) 1546.
- 70) Schreiben Heydrichs an Himmler, 19. Okt. 1941, S. 3, Eichmann-Prozeß, Beweisdokument (IfZ) 1544.
- 71) Ibid.
- 72) Bericht der Schutzpolizei über die Ankunft von Deportationszüge im Oktober/ November 1941, in: Pätzold/Schwarz, *Tagesordnung: Judenmord*, Berlin 1992, S.87.
- 73) 栗原 (1997)、100-101ページ。
- 74) ギルバート (1995)、80ページ。
- 75) Joseph Goebbels, *Tagebücher*, Bd. 4: 1940-1942, hrsg. v. Ralf Georg Reuth, 1992, S. 1710, Fußnote 209.
- 76) Aussage Jozef Czuprynskis, in: *Nationalsozialistische Massentötungen durch Giftgas: Eine Dokumentation*, Frankfurt a. M. 1983, S.120.
- 77) Aussage von W. Burmeister u. Czeslaw Potyralski, in: Ibid., S. 133.
- 78) Shirer, p. 861, シャイラー、233ページ。
- 79) この方法的立場・方法的規準に関しては、研究史を批判的に検討した拙稿 (『1939 ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』(共著)同文館、1989年、第1章第2節 政治と経済、国家と経済)、および拙著、19-20ページの注(3)をも参照されたい。
- 80) Helmut Krausnick, *Judenverfolgung*, in: Hans Buchheim/Martion Broszat/Hans-Adolf Jacobsen/Helmut Krausnick, *Anatomie des SS-Staates*, Bd. 2, München 1967, S. 308.
- 81) Ibid.
- 82) Ibid., S. 307.
- 83) Shirer, p. 859. シャイラー、230-231ページ。
- 84) Ibid. 同上。
- 85) Ibid., p. 861. 同上、234ページ。
- 86) *Enzyklopadie des Holocaust*, S. 14.

- 87) Ibid., S. 175f., 178.
- 88) Krausnick (1967), S. 336f.
- 89) Shirer, p.861.シャイラー、233ページ。
- 90) Tagebuch Franks, 2233-PS, in: Internationaler Militärgerichtshof (以下、IMG), *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher*, Bd. 3, Nürnberg 1947, S. 634.
- 91) Besprechungsprotokoll vom 20. Januar 1942, in: Léon Poliakov/Josef Wulf, *Das Dritte Reich und die Juden* (Berlin 1955), München 1978, S. 121.
- 92) Vermerk zu einem Vortrag beim Reichsführer-SS am 12. Mai 1943, in: Bundesarchiv NS 19/2743.
- 93) Tagebuch Franks, 2233-PS, in: IMG, Bd. 3, S.634.
- 94) Wisliceny, 3. Jan. 46, in: IMG, Bd. 4, S.396f.
- 95) Diensttagebuch, 14. 4. 1942, in: *Das Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen 1939-1945*, hrsg. v. Werner Präg/Wolfgang Jacobmeyer, Stuttgart 1975, S. 487f.
- 96) Diensttagebuch, 15.8.1942, in: Ibid., S. 542.
- 97) Diensttagebuch, 18.8.1942, in: Ibid., S. 544f.
- 98) Ibid., S. 544f.
- 99) Diensttagebuch, 22.8.1942, in: Ibid., S. 546.
- 100) Weisung Nr.46. Richtlinien für die verstärkte Bekämpfung des Bandenwesens im Osten, 18. 8. 1942, in: Bundesarchiv R26 I/47.
- 101) Diensttagebuch, 24.8.1942. Fußnote 40, in: Präg/Jacobmeyer, S. 548.
- 102) Diensttagebuch, 22.8.1942, in: Ibid., S. 547.
- 103) Diensttagebuch, 24.8.1942, in: Ibid., S. 548f.
- 104) 栗原(1996)、146ページ。栗原氏にとって、バルチザン、バルチザン戦争の意味に重きが置かれなことは、索引にこの言葉がないことから分かる。ただ、本文の中にバルチザン戦争に関する言及が一切ないわけではなく、1942年夏のことを描いている全体の文脈からすれば唐突な感じで、41年7月31日の白ロシア(ペロルシア)地区委員クーベの書簡を引用するに際してである。同書、160ページ。1942年夏についても、バルチザン戦争の激化が分析されているわけではない。
- 105) たとえば、BA R26I/47.
- 106) Browning(1993)、S.172. 邦訳、190ページ。
- 107) Goebbels, *Tagebücher*, Bd. 4, S. 1525. 総統官房長ボウラーの部下ブラック博士が「安楽死」殺の組織責任者であり、ラインハルト作戦の人員を派遣した。Krausnick (1967), S. 336.

【付記】本稿は文部省科学研究費助成金(1995-1997年度、基盤研究B「麻痺の構造—大戦末期・敗戦直後のドイツ人民衆の社会経済的状態—」)による研究成果の一部であり、ドイツでの史料収集にあたっては横浜市立大学短期海外研修費(1996年度)の助成を受けた。

横浜市立大学紀要委員

| | | | | | | | | |
|-----|----|-----|----|----|----|----|----|---|
| 委員長 | 古平 | 隆 | | | | | | |
| 委員 | 三浦 | 敬 | 中條 | 祐介 | 松井 | 道昭 | 矢吹 | 晋 |
| | 毛里 | 和子 | 鈴木 | 正夫 | 川幡 | 政道 | 石原 | 靖 |
| | 谷嶋 | 二三男 | 村松 | 茂 | | | | |

(著者)

(所属・職名)

| | | |
|----|-----|--------------|
| 福田 | 淳児 | 商学部助教授 |
| 中野 | 誠 | 商学部助教授 |
| 影山 | 摩子弥 | 商学部助教授 |
| 滋野 | 由紀子 | 大阪市立大学経済学部助手 |
| 松浦 | 克己 | 商学部教授 |
| 永岑 | 三千輝 | 商学部教授 |

横浜市立大学紀要 社会科学系列 第1号

| | | | |
|------------|----|-----|--------------|
| 1998年3月15日 | 印刷 | 発行者 | 横浜市立大学 |
| 1998年3月20日 | 発行 | | 横浜市金沢区瀬戸22-2 |
| | | 印刷所 | 内村印刷株式会社 |
| | | | 横浜市中区末吉町1-12 |

横浜市広報印刷物登録番号082005号

類別・分類 A-M A070

THE JOURNAL OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

Social Science No. 1

- Issues in Target Cost Management under the conditions of Multi-Product Development Projects Junji Fukuda 1
- Historical Investigation of Employers' Accounting for Pensions in the United States Makoto Nakano 21
- Political Economy of Welfare as Political Economy of Living Makoya Kageyama .. 47
- Female Labor Supply and Saving Behavior: Direct and Indirect Effect Yukiko Sigeno
Katsuki Matsuura ... 65
- The "Winter Crisis" and the "Final Solution of the Jewish Question" Michiteru Nagamine 81